

招集期日 平成20年10月7日(火曜日) 第3日

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階全員協議会室

開 会 10月7日(火曜日)午前 9時31分

散 会 10月7日(火曜日)午後 3時01分

出席委員 委員長 近藤 常雄 副委員長 野口 哲次
委員 金子 健一 委員 吉澤 かつら
委員 金澤 秀信 委員 忽滑谷 陽子
委員 駒井 勲 委員 宮岡 幸江
委員 友山 信夫

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 企画部長 総務部長 会計管理者
消防長 議会事務局長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 木下 和久 原 篤 秀男
高山 勇 佐藤 智
沼井 俊明 野沢 佐知子

△ 開議の宣告（午前 9時31分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

日程に従い、本日は議案第96号 平成19年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち総務常任委員会所管のものについて審査を行います。

なお、決算の概要説明については、新しく事業等を行ったもの、または特別なものについて説明を願うこととし、各部所管においては、組織順に担当課長より簡潔に説明を願います。

まず、企画部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

秘書課長 それでは、秘書課所管のものにつきましてその概要をご説明申し上げます。

まず、歳入決算事項別明細書72ページ、73ページです。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入、細節99その他15万7,682円のうち5万731円が秘書課分の収入でございます。これは、当市が会員となっておりました埼玉県市長連絡協議会、これ平成19年度をもって解散されましたことから、解散時点における残余金の精算金を受け入れたものでございます。秘書課は、通常歳入がございませんことから、平成19年度におきましても予算措置はして

おりませんでしたので、款21諸収入のうちのその他の雑入としてこれを受け入れたものでございます。

次に、歳出決算事項別明細書80ページから81ページにかけてでございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち大事業、有功表彰事業費及び秘書事務費についてでございますが、平成19年度の秘書課所管の歳出における当初予算額は831万5,000円で、補正後の予算現額が788万5,000円、それに対しまして支出済額は713万4,902円、執行率は90.49パーセントでございました。

このうち大事業、秘書事務費、中事業、市長交際費につきましては、支出済額146万5,127円で、前年度と比較をいたしまして、金額で29万2,463円の減額となっております。

この市長交際費につきましては、昨年度の決算特別委員会におきまして、市長交際費の支出にあっては、夏まつりなど地域行事への寸志の支出について廃止を含めそのあり方を見直すこと、また統一的な支出基準を策定し、市民との認識の共有に取り組むこととの要望をいただいているところでございます。こちらを受けまして、厳しい財政状況に対応すべく、その支出のあり方等につきまして検討を続けてまいりました結果、19年度からは自治会、地区体育協会が開催をいたします体育祭に対する寸志の支出は取りやめることといたしました。また、市長交際費の支出に当たっての統一な支出基準につきまして、これが入間市市長交際費の支出及び公開に関する基準、これを策定をさせていただきまして、

本年4月より市の公式ホームページに掲載をしているところがございます。市長交際費の支出に当たりましては、今後も社会通念の変化等に留意をするとともに、市民感覚と著しくずれを生ずることのないように常に配慮いたしまして、より一層適切な予算執行に努めてまいります。

以上で秘書課所管の概要説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

広報広聴課長 広報広聴課所管の平成19年度決算の概要についてご説明申し上げます。

歳入ですが、広報広聴課所管の歳入は、利子及び配当金1件と雑入2件がありまして、総額で422万5,000円です。

雑入のうち決算書、歳入、事項別明細書71ページの備考欄の上から4つ目、備考83にあります有料広告掲載料481万5,000円のうち広報広聴課所管分といたしましては401万5,000円の有料広告がありました。有料広告の内訳は、電子媒体であります市公式ホームページのバナー広告料として194万円、紙媒体である「広報いるま」の広告掲載料が207万5,000円です。

続きまして、歳出について申し上げます。広報広聴課の所管は、決算書事項別明細書の83ページ下段から85ページ上段の款2総務費、項1総務管理費、目2広報広聴費です。予算現額6,684万1,000円に対する19年度支出額は、6,615万2,907円で、執行率は98.97パーセントでした。

広報費のうち広報紙発行費2,781万2,659円につきましては、「広

報いるま」の印刷製本費が主ですが、前年に比べまして印刷単価が若干減額したことで、1回当たりの発行平均ページ数が減ったことにより、18年度よりも105万9,000円の減額となりました。なお、印刷仕様につきましては平成18年度とほぼ同じで、年22回の発行でした。

続きまして、新規事業のホームページ再構築事業費894万6,000円につきましては、情報が分散していました市公式ホームページについて新システムの導入による情報の一元化を進めながら、どなたでもご利用いただける利用環境への対応、そして使いやすさの向上を目標に再構築しました。

同じく新規事業のホームページ管理事業費94万2,564円につきましては、再構築した市公式ホームページを適正に維持管理するための新システムの保守委託料とリース料でございます。

続きまして、コミュニティFM広報放送費1,775万4,660円につきましては、前年度執行額よりも186万7,740円、率にしまして9.5パーセントの減額となりました。これは、毎日5回放送の5分間番組「広報いるま」の放送単価の見直しにより削減したものでございます。

続きまして、平和都市宣言推進啓発費66万9,704円につきましては、平和都市宣言の趣旨に基づいて平和祈念資料展、平和バスツアー、広島市平和祈念式典への市民派遣事業、平和ポスターコンクール等を継続して実施しました。なお、平和祈念資料展につきましては、18年度に会場を市役所市民ギャラリーから博物館会

場に変更しましたが、19年度につきましては博物館の特別展示室小ホールを主会場として開催しました。

以上で広報広聴課の概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

企画課長 続きまして、企画課所管のものにつきまして概要をご説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、決算事項別明細書36、37ページ、中段でございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10特定防衛施設周辺整備調整交付金6,586万6,000円につきましては、防衛施設周辺の生活環境等の整備に関する法律第9条に基づき交付されるもので、平成19年度は18年度に引き続き加治丘陵里山計画に基づく自然体験区域の保全用地1万6,221平方メートルの取得に充当したものでございます。

同じく40、41ページの中段でございますが、款16県支出金、項1県負担金、目10埼玉県分権推進交付金1,493万4,000円につきましては、埼玉県分権推進交付金要綱によりまして、埼玉県より権限移譲を受けた事務に対する交付金として交付されたもので、平成19年度は57事務について移譲を受けております。

続きまして、歳出についてでございますが、決算事項別明細書86、87ページをごらんいただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目8企画費のうち大事業、男女共生推進費、中事業、男女共生推進費につきましては、男女共同参画推進センターを拠点施設といたしまして男女共生セミナー、女性リーダー養成

講座のほか女性の再就職支援講座等の各種講座を行いました。また、公募の編集委員によります「女と男の情報紙」の発行等を通じて男女共同参画社会実現に向けた啓発活動に努めました。また、東京家政大学の連携によりまして、毎週1回電話及び面接での女性の悩み事相談を実施するとともに、11月からは毎月1回の女性弁護士による法律相談も実施することができました。

以上で企画課としての平成19年度決算に関する概要説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

財政課長 続きまして、財政課所管の概要をご説明申し上げます。

最初に、平成19年度普通会計の決算状況を申し上げたいと思います。お手元の緑色の冊子の決算報告書をお開きいただきたいと思います。

初めに、市財政の全体的な視点から、4から5ページの財政指数の推移についてご説明いたします。4ページの上段、財政基盤の強さを示す財政力指数は1.007で、前年度に対して0.035ポイント上昇し、財政力が強くなったことを示しております。

次に、5ページの地方債発行規模の妥当性を判断するための指標である公債費比率は11.5パーセントと、前年度対比1.3ポイント改善いたしました。また、公債費が財政構造の弾力性にどの程度影響を及ぼしているかを見る公債費負担比率は14パーセントと、前年度と同率であります。

次に、財政構造の弾力性を見る経常収支比率は、90.5パーセントと前年度対比0.9ポイント上昇しました。経常収支比率が上昇

した要因は、算定の中で分子の減少以上に分母が減少したため上昇したものであります。この経常収支比率は、一般的に80パーセントを超えると弾力性が失われつつあると言われております。今後、行政改革長期プラン前期実行計画を着実に推進し、改善に向け努力が必要と認識しております。

また、7ページの財政調整基金現在高を見ていただきますと、平成19年度末現在で約17億7,000万円となっております。当市の今後の財政運営を考えますと、引き続き収納率の向上と経常経費を中心に削減に努め、福祉の向上とのバランスを図りながら財政運営に当たることが重要と考えております。

それでは、財政課所管の決算内容について概要を申し上げます。最初に、歳入の概要について決算書の歳入、決算事項別明細書の14から15ページ、款2地方譲与税のうち項1目1自動車重量譲与税は、決算額2億9,418万5,000円、予算対比の収納率は103.6パーセントであります。前年度対比では247万5,000円、率で0.8パーセントの減となりました。この要因は、検査対象自動車の自動車重量税の低い軽自動車の占める割合が増加し、自動車重量税収入が減少したためであります。

また、項2目1地方道路譲与税ですが、決算額は1億163万4,000円、予算対比の収納率は102.7パーセントであります。前年度対比45万6,000円、率で0.4パーセントの減となりました。この要因は、ガソリン価格の高騰などから消費量が減少したことによるものと考えております。この結果、地方譲与税全体では、3億

9,581万9,000円、103.3パーセントの収納率となります。前年度対比では所得譲与税の廃止により10億6,038万325円、率で72.8パーセントの大幅な減となりました。

次に、款3 利子割交付金ですが、決算額は9,029万4,000円、予算対比の収納率は105パーセントであります。前年度対比2,547万2,000円、率で39.3パーセントの増となりました。増額の要因は、預金原資の増加及び預け入れ利率の上昇により利子割税が増収となったことによるものであります。

次に、14から17ページにかけての款4 配当割交付金は、決算額9,459万1,000円、予算対比の収納率は105.1パーセントであります。前年度対比1,703万5,000円、率で22パーセントの増となりました。これは、株主重視の経営姿勢などにより、上場株式の配当等の支払いが増加したことが要因と考えております。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金は、決算額5,312万3,000円、予算対比の収納率は91.6パーセントであります。前年度対比1,055万1,000円、率で16.6パーセントの減となりました。これは上場株式等の譲渡による譲渡益等が減少したことが要因であります。

次に、款6 地方消費税交付金は決算額12億401万円、予算対比の収納率は103パーセントであります。前年度対比1,734万7,000円、率で1.4パーセントの減となりました。減額となった要因は、景気回復の波及が家計部門へは足踏み状態であったこと、また原油高や原材料価格の上昇などにより消費の伸びが鈍化した

ことによるものであります。

次に、款7ゴルフ場利用税交付金は決算額6,179万556円、予算対比の収納率は112.3パーセントであります。前年度対比308万9,797円、率にして5.3パーセントの増となりました。これは、年度の前半に利用者が多かったことによるものであります。

次に、款8自動車取得税交付金は決算額2億9,205万円、予算対比の収納率は99.3パーセントであります。前年度対比4,487万3,000円、率にして13.3パーセントの減額となりました。この減額の要因は、燃料費の値上がりから自動車の買い控えが進んだことによるものであります。

次に、18から19ページ、款9国有提供施設等所在市町村助成交付金は一般に基地交付金と呼ばれているもので、決算額は5,869万円、前年度対比1,116万6,000円、率にして23.5パーセントの増となりました。これは土地に係る資産価格が増加したことが要因であります。

次に、款10地方特例交付金のうち項1目1地方特例交付金は、決算額6,463万円、前年度対比5億1,375万1,000円、率で88.8パーセントの減となりました。これは、児童手当の年齢拡充に加え、手当の増額に対する地方財源の補てん措置が講じられましたが、定率減税の廃止に伴い減税補てん特例交付金が廃止されたことによるものであります。

また、項2目1特別交付金は、減税補てん特例交付金の廃止に伴う激変緩和措置として新たに創設されたもので、決算額は

6,380万9,000円であります。

次に、款11地方交付税は、普通交付税が引き続き不交付となりましたので、特別交付税のみで決算額2億3,219万8,000円となり、予算対比の収納率は122.4パーセント、前年度対比902万円、率にして4パーセントの増となりました。特別交付税については、具体的な分析はできませんが、頑張る地方応援プログラムの影響によるものと考えております。

次に、18から21ページにかけての款12交通安全対策特別交付金は、決算額2,765万5,000円、予算対比の収納率は110.6パーセントであります。前年度対比66万6,000円、率にして2.4パーセントの減となりました。本交付金は、過去2年間の市内の人身事故発生件数の平均、人口集中地区人口等をもとに交付されますが、19年度の算定に用いる事故件数は999件、前年度に比較しますと4.5パーセント減少しておりますので、減額になったものと考えております。

次に、ページが少し飛びますが、52から55ページにかけて、款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち財政調整基金利子収入、公共施設整備基金利子収入及び土地開発基金利子収入は、それぞれ各基金の運用利子収入であります。

次に、56から57ページ、款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億3,900万円は、年度中の各補正において歳入歳出を精査するとともに、後年度の財政運営を考慮し、基金への繰り戻しに努めましたが、最終的に同額を繰り入れたものであ

ります。

次に、58から59ページの款20項1目1繰越金は、当初予算5億5,000万円を計上しましたが、繰越金決算額の確定及び繰越明許費等の前年度繰り越し財源を加え、決算額は9億8,397万476円となりました。

次に、60から61ページの款21諸収入、項3収益事業収入、目1競艇事業収入につきましては、当初予算で5,000万円を計上し、決算額も同額となりました。

歳入の最後になりますが、74から77ページにかけての款22項1市債の各市債ですが、当初予算で25億9,580万円を計上しましたが、事業費及び繰り越し事業の確定により、決算額は25億4,239万2,000円となりました。

以上で歳入の概要を終わります。

続きまして、歳出の概要についてご説明申し上げます。最初に、84から85ページの款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費ですが、予算編成、交付税事務及び市債の借り入れ事務に係る経費並びに交付税検査において指摘された過年度の錯誤に対する返還金などで、決算額1,069万6,051円であります。

次に、86から87ページの日6財政調整基金費は、基金運用による利子等を積み立てるため、当初予算で300万円を見込み計上しましたが、利子収入が当初見込みを上回ることが見込まれましたので、補正4号で200万円を補正増行い、予算額どおり積み立てをいたしました。

次に、少し飛びますが、186から187ページの款11項1公債費、目1元金ですが、公債費は償還計画に基づき償還しており、決算額は33億3,580万4,866円となりました。前年度対比2,477万1,166円、率にして0.7パーセントの増額となりました。これは、据え置き期間が過ぎ、償還開始になったものが償還完了を上回ったことによるものであります。

次に、目2利子は市債の借入額及び利率の確定等により5,914万9,000円の減額補正を行い、償還利子の決算額は6億2,530万742円、前年度対比6,927万8,760円、率にして10パーセントの減となりました。減額の要因は、市債残高が減少傾向にあること、また高金利の市債の償還完了と低金利の市債の借り入れによるものであります。

次に、款13予備費ですが、補正予算額2,674万9,000円は補正予算第1号から第4号までの各調整額の累計であります。また、予備費支出及び流用増減の欄の2,754万円ですが、法人市民税に係る過年度還付及び補正誤りに対応するため流用させていただいたものであります。

続きまして、188ページの実質収支に関する調書ですが、一般会計歳入総額354億3,642万1,000円から歳出総額344億3,133万9,000円を差し引いた形式収支額は10億508万2,000円で、そこから翌年度へ繰り越すべき財源1億2,255万6,000円を差し引いた実質収支額は8億8,252万6,000円の黒字決算となりました。

最後になりますが、340ページからの財産に関する調書の中で

351ページの4、基金のうち（2）の土地開発基金は、年度中に5万円を積み立てを行いましたので、年度末では土地が3万1520.16平方メートル、預金は1,396万2,000円となりました。

また、352ページの（7）の財政調整基金は、年度中の増減が2億3,400万円の減で、年度末残高は17億6,804万6,000円となりました。

次に、353ページの（8）の公共施設整備基金は1万5,000円を積み立て、年度末残高は354万1,000円となりました。

以上で財政課所管の概要説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

参事兼職員課長 職員課所管の決算概要についてご説明を申し上げます。

歳入については雑入であり、説明は省略させていただきます。

歳出でございますが、決算事項別明細書78、79ページをお開きください。78ページ下段の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち職員課所管分は、決算額22億2,870万5,091円で、執行率は99.49パーセントとなっております。

事業の内訳といたしましては、大事業別に、職員給与費の決算は21億4,552万3,259円で、特別職3人分、一般職128人分、再任用フルタイム職員1人分、嘱託職員31名分と、平成19年度から新たに導入した再任用短時間職員8名分の給与費でございます。

なお、特別職については、平成18年度に引き続き給料の減額を講じました。また、一般職では給与構造改革により職員給料表の見直しを行い、給料表の水準を国基準に準じて実質5.3パーセン

トの引き下げを実施するとともに、級構成を7級制から国家公務員の行政職給料表を用いた8級制といたしました。さらに、地域手当を前年度に引き続き1パーセントの引き下げを行い、6パーセントに、住居手当の支給限度額の減額、それから通勤手当の支給額を支給区分ごとに1,000円から1,500円の引き下げを行うとともに、課長職以上の管理職手当の削減も前年と同様に行いました。詳細については、決算報告書37から38ページをご参照ください。

次に、80、81ページをお開きください。備考欄下段の人事管理費ですが、決算額5,765万3,412円のうち中事業、試験等委託料278万1,768円は、主査及び管理職の昇任試験と職員採用試験の費用でございます。

続きまして、同じく中事業、パート職員関係費5,279万5,649円は、欠員、育児休業等に対応するためのパート職員28名分の賃金等でございます。詳細については、決算書39、40ページをご参照ください。

次に、82、83ページをお開きください。大事業、職員研修費325万723円のうち中事業、職員研修事業費は職員の研修費用でございます。本年度は、3年間派遣を見合わせておりました自治大学校への派遣研修を再開いたしました。詳細については決算書40ページをご参照ください。

次に、同じく大事業、職員福利厚生費2,213万2,697円ですが、小事業、職員福利厚生費補助金1,410万8,211円は、職員予防健診助成金768万3,886円と、職員福利厚生事業助成金642万4,325円を

補助いたしました。

同じく小事業、福利厚生事業費368万4,918円は、産業医賃金ほか職員健康診断等の福利厚生事業に要した費用でございます。詳細については、決算書41ページをごらんください。

なお、平成18年度決算の特別委員会要望事項として、心の病で長期休養する職員が後を絶たない状況においては、カウンセラーの制度をさらなる活用と実効性のある制度を検討することの要望事項がありましたので、平成20年度からカウンセリングを受ける時間を検討し、午後6時までとして相談事業を延長しております。

以上が職員課所管の決算概要でございます。よろしく願いいたします。

委員長 次に、総務部所管のものについて、担当課長より順次説明を願います。まず庶務課所管のものについて説明を求めます。

庶務課長 庶務課所管につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入になりますが、決算事項別明細書の21から23ページをお願いいたします。目1総務使用料、節1総務管理使用料の備考欄5、行政財産目的外使用料2,128万3,270円のうち庶務課分につきましては525万7,630円で、主な内容は本庁舎1階食堂の電気、ガス、水道使用料及び自動販売機等の電気使用料等を受け入れたものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。決算事項別明細書78から81ページをお願いいたします。目1一般管理費、大事業、庁舎管理費1億5,008万5,219円は、市庁舎の維持管理に要した経費で

ございます。諸工事といたしましては、市庁舎1階に市民課戸籍保管室パーテーション設置工事及び2階水道部長室パーテーション変更設置工事等を行いました。光熱水費につきましては、夏の猛暑、逆に冬の寒冷の影響により電気、ガスの使用料がふえ、前年度より約293万円の増額となりました。その他維持管理業務委託料等につきましては、おおむね前年度と同様に執行いたしました。

次に、大事業、文書管理費6,082万8,210円の主なものは、郵便料金及び複写機、印刷機等、それに使用する用紙の購入費用でございます。おおむね前年と同様に執行いたしました。平成19年度の公文書公開請求件数は68件で、うち申し出は3件であります。決定状況につきましては、全部開示20件、部分開示46件、不開示2件であり、この不開示の理由につきましては2件とも該当文書不存在によるものであります。

以上で庶務課所管の概要説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

管財課長 それでは、管財課所管の主なものにつきまして、概要を説明させていただきます。

まず、歳入ですが、決算事項別明細書20ページから23ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、備考欄5行政財産目的外使用料2,128万3,270円のうち、1,602万5,640円が管財課所管分であります。市民会館及び産業文化センター内の事務室や食堂、各公共施設に設置されました自動販売機の電気使用

料及び職員の駐車場使用料等となっております。

次に、52ページから53ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、備考欄1土地貸付料1,305万2,389円のうち管財課所管分は1,223万3,523円で、土地26件分の貸付料であります。同じく備考欄2建物貸付料12万137円は、商工会扇町屋支部の事務所1件分の貸付料です。

次に、54ページから55ページ、項2財産売却収入、目2不動産売却収入、備考欄1土地売却収入1億4,363万6,557円は、都市計画道路の残地など公売物件5件と、公民館敷地の残地9件、廃川敷1件、不用道路水路敷6件の売却収入であります。

次に、62ページから63ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入、備考欄4線下補償料収入404万98円のうち269万7,298円が管財課所管分で、東日本旅客鉄道株式会社の送電線下補償料でございます。同じく備考欄8職員等駐車場収入158万4,000円は、市が借り上げている土地に通勤用自動車を駐車している職員などから徴収をしました駐車場使用料でございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。84ページから85ページをお開きいただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、大事業、市有財産管理費523万9,933円につきましては、市有地の雑草除去及び高木の剪定など維持管理及び未利用地などの市有地売り払いのための不動産鑑定料が主なものでございます。

次に、86ページから87ページ、同じく大事業、契約事務費352万

820円につきましては、建設工事や業務委託、物品購入の契約事務に必要な諸経費で、主なものといたしましては、業者管理、契約管理システムのリース料が215万4,036円、事務用の机、いすの備品購入が92万3,782円と契約事務費の87.5パーセントを占めております。同じく大事業、自動車管理費3,669万8,567円につきましては、庁用自動車集中管理分の燃料費や車検、定期点検等の修繕料、保険料、リース料などがございます。なお、庁用自動車につきましては、効率的な運用を図るために平成17年度に4台、平成18年度に4台、平成19年度に5台を削減いたしました。

以上で管財課所管の概要説明を終わります。

情報システム課長 それでは、情報システム課所管について説明を申し上げます。

まず、歳入、決算事項別明細書62、63ページ中段になります。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、備考欄5水道料金等計算業務受託収入1,044万8,000円は、水道事業会計からの電算処理に係る機械器具借上料、通信回線使用料、人件費、需用費について、その使用割合により受託額を積算し、受け入れたものであります。

続きまして、歳出、同じく事項別明細書の82、83ページ中段になります。大事業、電子情報管理費2億5,366万540円につきましては、コンピュータ機器及び情報システム関連の運営維持管理等に係る経費で、前年度対比1,335万7,864円、率にして5パーセントの減であります。主なものは、小事業、電子計算機器等運用管理事業1億8,511万7,294円で、HOSTコンピュータとその周辺機

器、各種サーバーやネットワーク関連機器及びパソコンなど、端末機器等の借上料であります。10月にホストコンピュータの入れかえを行ったほかは特に機器類の更正等では大きな変更はありませんが、一部機器借上料が再リースでの対応となったこと、また入れかえをした機器のリース料が安価となったことにより、前年度より386万3,620円の減額となりました。

同じく小事業、技術者派遣委託事業2,081万5,433円は、前年度ホストコンピュータ系システム対応のシステムエンジニア1名、パソコン系システム対応のシステムエンジニア1名、データ入力を行うキーパンチャー2名の各技術者が常駐勤務しておりましたが、キーパンチャーにつきましてデータ入力業務の減少により1日6時間の短期業務での2名体制から通常勤務での1名体制としたため、前年度より117万9,716円の減額となりました。

同じく小事業、ネットワーク通信回線整備事業3,506万368円は、本庁と各出先施設とのオンライン専用回線使用料及びインターネット回線利用料等であります。

また、小事業、電子申請共同システム運営事業299万7,568円は、埼玉県下の市、町で共同して開発し、運用をする電子申請共同システムを運営する埼玉縣市町村電子申請共同運営協議会に対する開発委託料や運用委託料等の運営費を負担したものであります。

以上、概要説明とさせていただきます。

市民税課長 それでは、説明させていただきます。

まず最初に、19年度の市税全体の歳入につきまして説明をさせ

ていただきます。決算事項別明細書12ページから13ページをお開きください。

12ページ上段、款1市税についてであります。市税全体の調定額は247億400万3,461円で、収入済額、いわゆる決算額は223億7,694万7,738円であり、前年度と比較しますと率にして6.4パーセント、金額にして13億4,428万5,634円の増額となりました。

それでは、市民税課が所管している歳入につきまして説明させていただきます。

同じく12ページ上段、項1市民税、目1個人、節1現年課税分についてであります。調定額は93億6,089万2,441円で、収入済額は91億277万997円で、前年度対比19.4パーセント、14億8,061万5,319円の大幅な増額となりました。この要因といたしましては、税源移譲による所得割の税率が一律6パーセントにフラット化されたことや、定率減税廃止等の税制改正によるものであります。また、3,625万円の減額補正を行っておりますが、この理由としましては、収納率につきまして当初目標として98パーセントを見込んでいましたが、税源移譲により所得税が減り、住民税がふえたことや、定率減税の廃止によりさらなる増税感の影響から、全国的に収納率の落ち込みが見られ、入間市においても同様に落ち込んだため、最終補正にて4,622万9,000円の減額をさせていただいたものです。なお、滞納繰り越し分として997万9,000円の増額補正を行っているため、その差が3,625万円となっているものであります。

次に、同じく12ページ上段、目2法人、節1現年課税分についてであります。調定額は17億898万9,500円で、収入済額は17億291万8,900円で、前年度対比11.5パーセント、2億2,020万8,800円の減額となりました。この要因としましては、18年度の企業業績が好調だったことで中間申告による予定納税額が多かったために、確定申告時の納税額が低くなってしまったことや、外国税額控除が例年になく多かったことによるものであります。このため、最終補正にて1億5,600万円の減額をさせていただいたものでございます。

次に、12ページ下段、項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分についてであります。調定額は1億5,901万800円で、収入済額は1億5,512万4,000円で、前年度対比6.0パーセント、878万1,400円の増額となりました。この要因としましては、四輪乗用自家用車の登録台数が増加したことによるものでございます。

次に、12ページ下段、項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分についてであります。調定額、収入済額ともに7億7,937万4,157円で、前年度対比0.5パーセント、397万193円の減額となりました。この要因としましては、喫煙環境の変化や健康への配慮から喫煙率が低下していることによるものと思われま

す。

次に、12ページ下段から14ページ上段にかけて、項5鉱産税、目1鉱産税、節1現年課税分についてであります。調定額、

収入済額ともに4,800円で、前年度と同額であります。

次に、歳出につきまして主なものの概要を説明させていただきます。96ページから97ページをお開きください。款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、大事業、事務費6,251万8,417円についてであります。このうち市民税、資産税など市税全体の総合オンラインシステム関係費が6,240万4,870円であり、システムのリース料及び改造費並びに支援保守料が主なものでございます。

以上で市民税課所管の概要の説明を終わります。よろしくお願ひします。

資産税課長 資産税課所管のものについてご説明申し上げます。

当課の歳出は主に経常経費のため、歳入についてのみご説明させていただきます。決算事項別明細書の12から13ページをごらんください。12ページの中段、款1市税、項2目1固定資産税、節1の現年課税分についてですが、平成19年度は評価替えの翌年度に当たります。現年課税分の固定資産税は、調定額90億6,953万8,300円に対し、収入済額、いわゆる決算額は88億7,812万4,820円で、前年度対比1.1パーセントの増となりました。内訳につきましては、土地は地価の下落幅が当初見込みより縮小したことにより、12月補正4,000万円増額をいたしました。現年度対比では0.7パーセントの減、家屋が大型遊技施設の建設や新增築の増加により12月補正で1,000万円の増額をいたしまして、前年度対比3.5パーセントの増、償却資産が景気の回復傾向による企業の設備投資の増加により1.3パーセントの増となっております。なお、

決算書の補正額5,529万6,000円は、現年課税分の補正額5,000万円と滞納繰り越し分529万6,000円を合わせたものとなっております。

次に、1段下、款1市税、項2固定資産税、目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきまして、交付金は当該固定資産を所有する国または地方公共団体以外のものが使用する場合に、固定資産税のかわりに当該固定資産の所在する市町村に交付されるというものでございまして、関東財務局、防衛施設局、東京都、埼玉県住宅課、埼玉県管財課、この5カ所より交付をいただいております。納付金は、日本郵政公社よりやはり固定資産税のかわりに納付いただいていたもので、郵政民営化に伴う法改正によりまして平成20年度からは固定資産税として納付していただいております。交付金と納付金を合わせた19年度の収入済額は7,591万1,200円で、前年度対比4.7パーセントの減となりました。減額の理由は、国、県等による財産台帳価格の改定、償却資産の減価償却等によるものでございます。

続いて、14から15ページで、14ページの中段になります。款1市税、項7目1都市計画税、節1の現年課税分につきましては、調定額13億9,228万5,800円に対して収入済額は13億6,290万1,474円で、前年度対比0.6パーセントの増となりました。増減理由につきましては、土地、家屋とも固定資産税と同様の理由によるものであり、内訳は土地が1.2パーセントの減、家屋が3.7パーセントの増となっております。

以上で資産税課所管のものの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

収税課長 収税課所管について説明をさせていただきますが、ただいま市民税課長、また資産税課長の概要説明と一部重複する部分がございますが、ご了解のほどお願いたします。

初めに、歳入について説明させていただきます。決算事項別明細書の12ページから13ページをごらんください。款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分は、調定額93億6,089万2,441円に対し収入済額、いわゆる決算額は91億277万997円で、収納率は97.2パーセントでした。同じく目2法人、節1現年課税分は、調定額17億898万9,500円に対し、収入済額は17億291万8,900円で、収納率は99.6パーセントでした。

次に、項2目1固定資産税、節1現年課税分は、調定額90億6,953万8,300円に対し、収入済額は88億7,812万4,820円で、収納率は97.9パーセントでした。同じく目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金、節1交付金及び納付金は、調定額7,591万1,600円に対し収入済額は7,591万1,200円で、収納率はほぼ100パーセントでした。

次に、項3目1軽自動車税、節1現年課税分は、調定額1億5,901万800円に対し収入済額は1億5,512万4,000円で、収納率は97.6パーセントでした。

また、項4目1市たばこ税、調定額7億7,937万4,157円及び項5目1鉱産税、調定額4,800円の収納率はそれぞれ100パーセント

でした。

続きまして、14ページから15ページをごらんください。項7目1都市計画税、節1現年課税分は、調定額13億9,228万5,800円に対し収入済額13億6,290万1,474円で、収納率は97.9パーセントでした。

以上の結果、平成19年度市税現年課税分全体では97.8パーセントの収納率であり、前年度対比では0.3パーセントの減となりました。また、滞納繰り越し分全体では14.8パーセントの収納率であり、前年対比では0.2パーセントの増となりました。この要因としましては、市税徴収指導員の指導もあり、再三の催告に応じない滞納者や納付誓約が一向に守られない滞納者に対して積極的に預金、給与、不動産等の差し押さえを行った結果であると考えております。

また、平成19年度の徴収対策の取り組みとしましては、次長、課長相当職等による市内、市外滞納者の臨宅徴収を行うとともに、総務部管理職員による休日臨宅徴収などを実施し、収納の確保に努めました。

次に、申しわけございませんが、13ページにお戻りください。上段、市税全体の不能欠損額ですが、2億2,125万1,439円で、前年度対比13.1パーセントの減となっています。この内容としましては、滞納処分の最終処理に当たり滞納者の実態調査を実施していますが、財産もなく、生活も困窮している状況で、担税力がない者、居どころが不明で納税相談が長期にわたり困難な者、また

法人等で倒産や解散をして残有財産がなく、徴収の見込みがないことが判明しましたので、地方税法の規定により不納欠損処分としたものです。

次に、歳出について説明させていただきます。決算書の98ページから99ページをごらんください。款2 総務費、項2 徴税费、目2 賦課徴収費、節23 償還金利子及び割引料8,191万6,471円につきましては、過誤納還付金及び還付加算金であり、法人市民税の確定申告による還付金が全体の84パーセントを占めております。また、その他個人市民税では過去にさかのぼって医療費控除や扶養控除を受けたことによる税額更正の還付などが主なものでございます。

以上、収税課所管の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 次に、検査課所管のもの。

検査課長 検査課所管の概要についてご説明いたします。

決算書の82ページ、83ページをごらんください。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、大事業、検査事務費ですが、決算額は4万2,373円となっております。執行率は78.47パーセントでした。

続きまして、平成19年度の工事検査の執行状況ですが、検査総数は189件です。内訳といたしましては、入間市発注工事が178件、開発行為が9件、その他が2件となりまして、合計189件の工事検査を実施いたしました。すべて適正に施工されておりました。

以上です。よろしくお願いいたします。

会計課長 続きまして、会計課所管のものにつきましてご説明を申し上げます。

なお、会計課の歳出につきましては、経常経費の事務費として全額執行したものでありますので省略させていただきます。歳入のみ1点ご説明をいたしたいと思います。

恐れ入ります。決算事項別明細書の58、59ページをお開きいただきたいと思います。一番下の段から次の60、61ページの上段にかけてになります。款21諸収入、項2市預金利子、目1預金利子の収入済額92万3,765円につきましては、歳計現金及び市営住宅の敷金につきまして、定期預金等にて運用を行ったことによる預金利子であります。当初予算47万8,000円に対しまして、補正4号で44万5,000円の増額をいたしました。当初予算積算時の予定利率であります0.15パーセントでしたが、実際の運用利率が0.2から0.5パーセントとなったことによる増額であります。

以上で会計課所管のもの概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、議会事務局所管の決算について概要をご説明いたします。

まず、歳入でございますが、決算事項別明細書66、67ページをお開きいただきたいと思います。款21諸収入、項5目1節4雑入の備考欄40番のコピー使用料95万4,510円のうち16万8,330円が議会事務局所管のものでございまして、各会派の議員さんが使用し

たコピー代金でございます。

次に、歳出でございますが、決算事項別明細書78、79ページをお開きいただきたいと思えます。款1項1目1議会費、大事業、議員報酬等1億9,039万7,704円は議員24名分の報酬等で、平成12年度から期末手当を0.2カ月分引き続き減額をいたしました。

次に、大事業、職員給与費、中事業、一般職給与7,636万9,251円は、昨年に比べ174万1,423円の増額になっておりますが、これは18年度は職員が1名途中退職したことなどによるものでございます。

次に、大事業、議長交際費42万2,900円につきましては、17年度から議長交際費のあり方について検討を行い、簡素化を図り、18年度に比べ4万5,680円減額をいたしました。なお、19年度につきましては、市内各地区体育祭への寸志の廃止を行いました。

次に、大事業、議会運営費、中事業、本会議等費用弁償89万6,000円は、昨年に比べ3万5,500円の減額でございますが、これは日数の減によるものでございます。

次に、中事業、委員会行政視察費250万750円は、3つの常任委員会と議会運営委員会と議会広報委員会で県外行政視察を実施いたしました。視察先は、日程等を考慮いたしましたが、18年度に比べ6万7,390円の増額となりました。これは主に隔年で実施しております議会広報委員会の視察が行われたことなどによるものでございます。各委員会とも視察の成果を十分得られたものと考えております。

次に、中事業、政務調査費473万8,730円は、条例に基づき各会派に政務調査費を交付いたしました。19年度につきましては請求のない会派がふえたことなどにより、20万9,925円の減額となりました。

次に、中事業、事務費229万3,158円は、18年度に比べ119万2円の増額となっておりますが、これは佐渡市議会等交流事業及び姉妹都市提携20周年記念事業としてヴォルフラーツハウゼン市を公式訪問したことなどによるものであります。

次に、大事業、事務局費、中事業、会議録調製製本費627万4,689円は、18年度に比べ92万9,109円の減額となっておりますが、これは主に18年度は議会改革により議会運営委員会の回数がふえたこと、また行財政改革特別委員会が設置されたことにより、会議録作成の金額が増加いたしましたので、18年度と比較いたしますと減額となったものであります。

以上が議会費の概要でございます。

選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局の所管のものについてご説明を申し上げます。

まず、歳入の状況でございます。事項別明細書48ページ、49ページでございます。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金、備考2参議院議員選挙委託金3,860万5,773円は、参議院議員通常選挙の経費について100パーセント交付されたものでございます。備考3県知事選挙委託金3,891万7,041円は、埼玉県知事選挙の経費について100パーセント交付さ

れたものでございます。

事項別明細書の50ページ、51ページでございます。備考4 県議会議員選挙委託金2,646万7,566円は、埼玉県議会議員選挙の経費のうち19年度執行分について100パーセント交付されたものでございます。

備考5 在外選挙特別経費委託金2万1,960円は、国外に居住する日本国民に国政選挙における選挙権の行使を保障する制度があり、その手続に必要な経費が交付されたものでございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書の100ページ、101ページでございます。款2 総務費、項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費3,405万4,183円は選挙管理委員会の運営に係る経常経費でございます。

事項別明細書102ページ、103ページでございます。款2 総務費、項4 選挙費、目2 選挙啓発費11万2,400円は、選挙啓発物の購入等の経費でございます。

款2 総務費、項4 選挙費、目3 選挙費の一番右側の欄でございますが、大事業、参議院議員選挙費3,860万5,773円は、平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙にかかった経費でございます。このうちの事務費3,395万3,166円の主なものは、投票開票に要した経費でございます。

その下の大事業、県知事選挙費3,891万7,041円は、平成19年8月26日執行の埼玉県知事選挙にかかった経費でございます。そのうちの事務費3,496万1,556円の主なものは、これも投票開票にか

かった経費でございます。

その下の大事業、県議会議員選挙費2,646万7,566円は、平成19年4月8日執行の埼玉議会議員選挙にかかった経費のうちの19年度交付分でございます。そのうちの事務費2,341万9,339円も投開票の経費が主なものでございます。

以上で選挙管理委員会事務局の概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

監査委員事務局副参事 監査委員事務局及び公平委員会所管の概要をご説明いたします。

決算事項別明細書88ページから89ページ、款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費の決算額12万8,720円は、公平委員3名の報酬等でございます。

続きまして、事項別明細書104ページから107ページ、款2総務費、項6目1監査委員費の決算額3,052万8,328円は、監査委員2名の報酬と職員の人件費等、例年どおりの経常的な支出でございます。

以上でございます。

消防総務課長 それでは、消防所管のものに関する歳入歳出の主な状況につきまして、決算事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、決算書30から31ページ、款14使用料及び手数料、目8消防手数料、節1消防手数料、1検査手数料164万8,050円は、危険物施設等の許可及び完成検査等の手数料として申請がありました79件を実施し、受け入れたものです。

次に、46ページから49ページ、款16県支出金、項2県補助金、目8消防費県補助金、節2消防施設費補助金、3救急業務高度化資機材緊急整備費補助金は、西武分署配置の自動体外式除細動器（AED）1台の購入補助金14万9,000円を受け入れたものです。

次に、64ページから65ページ、款21諸収入、項5目1節4雑入、28消防団員退職報償金368万円は、退団者15名分の退職報償金を消防基金から受け入れたものです。

次に、歳出についてご説明いたします。決算書160ページから161ページ、款9消防費、項1消防費でございますが、消防費当初予算額14億3,279万5,000円に対し、補正予算で856万6,000円を増額して、予算現額は14億4,136万1,000円でございます。支出済額が14億3,068万2,184円で、執行率は99.26パーセントとなっております。

次に、目1常備消防費でございますが、当初予算額は13億1,825万1,000円に対し、補正予算で1,139万円を増額し、35万円を目3消防施設費から流用増しまして、予算現額は13億2,999万1,000円で、支出済額は13億2,063万1,569円でございます。

大事業、消防用設備等管理費、中事業、自動車等購入費566万569円は本署の資機材搬送車と西武分署の司令車を更新配備したものです。

次に、大事業、消防活動費、中事業、研修費570万6,594円は、消防大学校へ2名、消防学校へ21名分の入校委託料や各種講習会への負担金等が主なもので、複雑多様化する各種災害に対処でき

る職員の育成を図りました。

同じく中事業、事務費1,769万2,129円の主なものは、最新型の上下セパレート式の防火衣、防火ヘルメットに平成18年度から平成21年度までの4年間の計画で更新するもので、19年度は、42式更新配備をいたしました。

次に、決算書161ページから163ページ、目2 非常備消防費、大事業、消防用施設等管理費、中事業、自動車等購入費1,202万5,604円は第四分団第二部宮寺地区の消防ポンプ自動車を更新配備したものです。

次に、大事業、消防団活動費、中事業、事務費737万4,576円の主なものは、消防団員の活動服を国の消防団員服制基準に準じた仕様に変更し、全団員に更新配備しました。また、全分団各21部に、命令、情報伝達用としましてトランシーバー21組を整備配置しました。

次に、目3 消防施設費、大事業、消防施設諸工事費、中事業、消防施設等改修工事155万9,250円は、豊岡三丁目地内の公設防火水槽の撤去工事を行ったものです。

以上で消防費に関する概要説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 ここで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

まず、款1市税について質疑を願います。

友山委員 款1市税について3点ほど質疑をいたします。

まず、1点目といたしまして、決算報告書の15ページに不納欠損額についてがございますが、前年度対比で13.1ポイント減少しましたとありますが、今後この不納欠損額はどのように推移していくのか、そのお考えをお願いいたします。

収税課長 ただいまの不納欠損額の今後の推移ということでございますが、平成19年度の不納欠損額が2億2,125万円、18年度が2億5,450万円で、前年対比ですと約3,300万円の減少となっています。現在の累積滞納者の状況を見ますと、法人では倒産によって実態のないものや事業は継続しているのですが、経営状態が厳しいと思われる法人も多数あります。また、個人にあっては自己破産の申し立てを行うケースが大変最近ふえてございます。こうした滞納者に対しては不動産の差し押さえや破産管財人への交付要求を行っていますが、負債総額がそれぞれ競売等あった場合、その価格をオーバーしているケースがほとんどでありますので、なかなか大多数の方からその配当が受けられないような状況でございます。当然滞納市税に充当をされる見込みがないわけでございますので、今後においてもこういった状況はまだしばらく続くと思っておりますので、あと二、三年はこの2億円前後の不納欠損額で推移していくのではないかと、そんなふうに考えております。

以上です。

友山委員 では、2点目をお願いします。

先月の新聞でさいたま市と川越市で、この10月から市税や国民健康保険税などの収納率の向上と高額滞納者や徴収困難な債権の回収を目指し、収納対策室を新設するという記事があったのですが、今後入間市でそのような対策室を設置する考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

収税課長 収納対策室等の設置の考えでございますが、現在収税課には12名の正規の職員がおります。そのうち7名が収税担当ということで、徴収業務のほうに当たっているところです。実際の業務内容としましては、滞納整理を進める上で預金、それから給与、不動産等の調査をした後に再三の催告に応じない滞納者や納付誓約をしたにもかかわらず納付が一向に守られない滞納者に対して預金、給与、不動産等の差し押さえを行っている状況でございます。

平成18年1月に配置しました市税徴収指導員、国税徴収経験者でございますが、この方の指導等を受けながら滞納繰り越し分の収納率も年々ではありますが、ここで収納率が上がってきておるような状況でございます。現在300万円以上の高額滞納者につきましては、この徴収指導員さんと私と主幹、それから副主幹の4名でこれらの対応に当たっている状況でございます。

このような形から、今現在では特別な対策室等の設置の考えはございませんが、これからの滞納状況等によっては設置の必要性も検討していかなければいけないのではないかなとは思っております。

ます。

以上です。

友山委員 それではもう一点、今ほども説明が若干ありましたけれども、入間市でも徴収指導員制度を導入しているのですけれども、具体的な効果というのをもう一度、どうとらえているか、お伺いいたします。

収税課長 市税徴収員につきましては、平成18年1月に先ほど申し上げましたが、国税徴収経験者を設置させてもらっております。実際には、職員の徴収知識の向上及び市税収入の確保を図る目的でおるわけでございますが、主に滞納整理を進める上での差し押さえの可否や、あとは公売の可能性の有無等について指導、助言を受けているところです。

結果としまして、平成17年度の収納率、滞納繰り越し分でございますが、13.29パーセント、18年度が14.63パーセント、19年度が14.82パーセントということで、指導員導入の前の17年度と19年度を比較しますと、約1.5パーセント上昇している傾向にあります。また、収納率の向上以外に担当職員が自信を持って滞納整理業務を行うようになってきたということも徴収指導員導入の効果かなと思っております。

以上です。

友山委員 先ほど、再三の催告に応じない滞納者や納付約束が守れない滞納者に対しては、預金、給与、不動産等の差し押さえを行っているとのことですが、19年度の差し押さえの件数と、徴収し

た金額がどのくらいあるのか、お答えいただきたいと思います。

収税課長 今回の決算の関係で、資料等でも若干提出させていただいておるのですけれども、差し押さえの件数と金額であります、今も申し上げたとおり再三の催告に応じないと、また納付約束も一向に守れないというような滞納者に対して行ったものでございますが、財産別に申し上げますと、預金関係の差し押さえが19年度312件、給与関係が6件、不動産では参加差し押さえを含めまして78件、その他で生命保険、それから所得税の還付金で27件、合計423件を行っております。ちなみに、18年度は223件でございます。これらの差し押さえを実施した結果、収納した金額、配当でございますが、国保税も含みますが預金、給与等で2,573万2,242円、それから不動産では競売等による配当ということで2,964万6,182円の配当を受けてございます。それから、あとは抵当権者等の優先順位から不動産関係については無配当となるケースも多数見受けられている状況でございます。

以上です。

吉澤委員 個人市民税について、まずお聞きします。

平成19年度は定率減税が全廃され、また税源移譲による個人住民税のフラット化も行われましたけれども、個人市民税が前年度対比で20.2パーセントの伸びを示しておりますが、定率減税の廃止によるものと住民税のフラット化によるもの、あるいは所得の増加等も考えられると思いますけれども、その伸びの内訳についてお聞きします。

市民税課長 決算ベースでお話ししますと、現在のシステムが必ずしも正確な数字が出ないようになってきているというより、出ませんので、当初予算ベースで出した概算がございますので、そちらのほうの数字を申し上げさせていただきます。税制改正に伴う導入分としてまず税源移譲によるフラット化による同額分が約13億円、定率減税の廃止による増額分が4億円、これに人的控除の調整による減額分がマイナス1億円で、トータルとして16億円の増額を見込んだところでございます。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。

所得が減少する中で、今回の定率減税の廃止というのはかなり市民の生活にも大きな影響を与えたいと思います。総額予算ベースで4億円ということなのですけれども、1人当たりの金額と対象者の人数、おわかりでしたらお聞かせください。

市民税課長 対象者数のほうが6万7,990人でございます。割りますと、5,883円になります。

吉澤委員 わかりました。

それから、同じく個人市民税にかかわってですけれども、事前に出してもらった資料で年200万円以下の所得の市民が年々増加しておりまして、5年前は年間所得の200万円以下の方が3万3,548人だったのに対して、19年度は4万784人ということで、大幅に増加しておりますけれども、こうしたことから推測される市民の暮らし向き、あるいは生活の厳しさをどのようにとらえてい

るのか。また、この間さまざまな増税なども実施されておりますけれども、こうしたことによる重税感というのも増していると思われませんが、そういう実態についてはどのように認識しているのかお聞きします。

市民税課長 中里主幹のほうで答えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

市民税課主幹 先ほどのご質問の内容なのですが、特に税源移譲というような大きな問題がございまして、それに対して低所得者の方に非常に増税感があるような形となっております。

ちょっとモデルケースで言いますと、まず税源移譲の関係になります。独身者で給与収入が300万円の方で、個人市民税でいますと税源移譲の前が6万4,500円、税源移譲後が12万6,500円、差し引き6万2,000円の負担増。それに対して税源移譲でありますので、所得税の税率との変更を考えますと変わらない仕組みとなっているような形にはなっておりますが、定率減税の廃止という形になりまして、市県民税で4,800円、所得税で1万2,400円、合計で1万7,200円というような純然たる負担増が出ているというような形となっております。

あと、70歳の独身者でありまして、年金収入が200万円の方で考えますと、市県民税の税源移譲前が1万9,900円、税源移譲後で3万7,300円、これで所得税のほうの調整を考えなくても差し引きで1万7,400円の負担が増となっております。それで、定率減税の関係もございまして、定率減税の廃止に伴って市県民税で

1,500円、所得税で3,480円、老年者非課税控除の廃止に伴う経過措置もございしますが、それを含めると合計で4,800円の負担増というような形になりまして、特にこの税源移譲のことを考えただけでアップ、低所得者の方の負担が大きくなっているというのが現状で見えております。

それと、200万円以下の所得の方がふえているというものについては、短期的な雇用のパート等というような方がふえているというものがあるのですが、実際に個人の所得が伸びているというような形が見えていないのが現状だと思いますので、これから先も雇用関係、少なくとも伸びはございますが、景気関係の低迷というのはまた見え始めましたので、所得的なものの伸びというのはやはり低所得者の伸びはこれからも低所得者がふえてくるような形にはなってくるのではないかと思います。

あと、ここ何年か団塊の世代の退職に伴いまして、そういった方の再雇用という形でもございしますが、低所得というような形のものについてはここ何年かは改善のほうはないのではないかとというような考えを持っております。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

続いて、法人市民税についてですけれども、法人市民税の均等割の納税義務者数は前年度と比べて19法人ふえておりまして、その影響でしょうか、均等割額が1.4パーセントの増というふうになっています。逆に法人税割の納税義務者数は8法人ふえており

ますが、金額で対前年度比でも14.5パーセント減少しているという状況ですけれども、こうした法人市民税の状況から読み取れる市内企業の経営状況についてお聞きします。

市民税課長 近藤主幹が回答したいと思いますが、よろしいでしょうか。

市民税課主幹 今、委員さんのおっしゃられますように、均等割のみの法人数が若干ではありますけれども、ふえております。そのようなことから、やはり最近の景気の低迷というのが法人の収益、徐々に影響が出てきていると見ております。特に市内企業は、中小の企業、また零細企業等多くおりますので、入間市にとっては大変大きな影響が出てきていて、このような形で数字にあらわれてきているわけです。

また、この見通しにつきましても、やはりリーマンショックですか、そういったようなこともありますので、さらに厳しい状況が見込まれております。しかしながら、税担当としまして、やはり税收の確保、また企業の健全な経営のほうを市全体でいろいろ見ながら、商工課のほうと調整しながら、経営の簡単にというのはできないでしょうけれども、なかなかそうもできないですけれども、いろいろ情報をいただきながら、税收の見込みのほうも立てていきたいと考えております。

以上です。

金子健一委員 関連して1つだけ伺っておきたいのですが、200万円というのはいわゆる貧困ライン、一般的に言われますですね。資料いただいて、いろいろ調べてみると、昨年度から200万円以下の

人というのは6割に達して、昨年度よりことしのほうが若干ふえているという、そういう状況で、つまり入間市の納税義務者の6割が貧困ライン以下という、そういう現状について基本的な認識といたしますか、どんなふうにお持ちなのか、ちょっと伺っておきたいと思うのですが。

総務部次長 ただいまの質問でございますが、200万円と所得で申しあげているものですから、給与の収入に直しますと多分約280万円ぐらいになりますかね。

〔(課税標準で……) という人あり〕

総務部次長 課税標準で200万円。課税標準で280万円と申しますと、基礎控除であるとか扶養控除であるとか、社会保険料控除、もろもろあるわけなのですが、それを足してまた給与控除というのがございますので、当然給与収入だと多分300万円とか350万円とかいう話になろうかと思えます。仮に、例えば300万円とか320万円とかいう話になった場合、月額26万円、27万円というサラリーマン層かなと、サラリーマンで申し上げますと。

それで、それらやはり今契約社員であるとかフリーターであるとか、正規雇用ではない人というのはかなりおります。そういう中で、どうしても中小企業でお働きの方々というのは、なかなか給与水準は高くないものですから、先ほど60パーセントというお話出ましたけれども、そういう意味では今企業そのものがリストアであるとか、正規雇用をやめて契約社員とか切りかえているケースありますので、厳しい状況というふうに私どももとらえてお

ります。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

駒井委員 固定資産税で、家屋の伸びが3.4パーセントというふうなこと
なのですが、その内容はどのようなふうな内容なのでしょう。

資産税課長 家屋の場合には、昨年1,000万円の補正をさせていただいた
わけなのですけれども、それも含めて3.5パーセントの増という
形になっております。大きな理由、この大型施設というのは東金
子地区にできた大型遊技施設で、これがかなりの大きな税収額を
含んでいるのですけれども、それ以外に新築家屋、それから狭山
台の工業団地の中にやはり企業の進出がございますので、これら
の分が結果的に3.5パーセントの増加をもたらしたと、このよう
に考えております。

以上でございます。

駒井委員 マンション等は、やはり寄与しているのでしょうか。

資産税課長 マンションが去年は棟数で1棟ということで、その年度によ
って大分変わるものなのですけれども、例えばの例で申し上げますと、
今年度、今建設中のもの、来年度に予算計上される棟数ですと予
想されるのが7棟というふうに予想されます。棟数が多い場合に
は、やはりかなりの税収も見込めるというふうに考えております。

以上でございます。

駒井委員 そうすると、今後とも税収は見込める内容でしょうか。その辺
をお聞かせください。

資産税課長 マンション等新增築については、今後も大体同じようなペースで望めるのかなというふうに見ております。ただ、21年度につきましては、評価替えという形で3年に一度家屋のいわゆる減価償却というのでしょうか、3年に一度見直すものですから、3年分の減価償却が一度に見直しされるということで、家屋については大幅な減額、パーセントで申し上げますと前回の評価替え約10パーセント近く税収が減額したというふうな形になっております。ですから、それらの減額と、それから市内で例えば今年度市内に話題にもなっておりますけれども、コストコホールセールとか、それから三井アウトレットパーク入間とか、それから先ほど申し上げましたが工業団地の中の企業さん、それから結構金子地区というのでしょうか、そちらにも大きな倉庫とか工場ができておるものですから、そういうプラス分とあって、若干前回の評価替えよりはマイナス分も少なくなるのかなというふうに見ておりますけれども、21年度は減少して、その後にもまた2年間は大体3パーセントから4パーセントぐらいずつふえていくと、そんな経緯をとるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

駒井委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

野口委員 最初に、質疑答弁がありました滞納整理について、再々催促に応じない場合財産調査に至るということをお聞きしたのですけれど

ども、この収税課の職員の方が統一的な基準のもとに動いているかどうか、つまりそういったこのぐらいで財産調査に移行すると、金額によって違うかもしれませんが、そういった統一的な取り決めというのはあるのですか。

収税課長 担当の主幹がございますので、そちらのほうから答弁させてもらってよろしいでしょうか。

収税課主幹 基準につきましては、我々が訓令としていただいておりますのが、「滞納督促状を出してから10日を過ぎたならば、これを差し押さえなければならない」という規定が、租税徴収法にはございます。そういったことからするならば、現年で滞納のあった方というのはすぐに差し押さえ業務に入らなくてはいけないということはありませんけれども、そういうことでは現年については今時点は特にそこまではしておりません。しかし、現年につきましては入間市では相談員さん3人おります。それと再任用職員の方が2人おります。そうした方が常に市内を巡回いたしまして、そして催告業務を行っております。そうした方を経過して、滞納繰り越しになったときには、財産調査に入らせていただいて、そしてこの差し押さえ、どうしてもいろいろ通知等申し上げても応じていただけない方には差し押さえ予告通知とか、そういったことで催告をし、そして差し押さえのほうをさせていただくというふうな経過をとっております。

以上でございます。

野口委員 そうしますと、滞納繰り越し分については財産調査をしている

という認識でいいのですか。

収税課長 財産調査に始まりまして、先ほど申し上げましたのは預金、給与、不動産、これらの調査もしております。預金関係につきましては、ただ単に1人に対して1カ所の金融機関ではなく、最低でも4から5の金融機関のほうに照会を出させてもらっておりますので、この事務量も大変多くなっているというような状況でございます。

あと、給与関係につきましては、会社に照会を出すのですけれども、快く応じてくれる会社もございますが、中にはなかなか協力を得られないというような会社も幾つかは見られているような状況でございます。

以上です。

野口委員 最後に、そういったなかなか協力してくれないところというのは出向かないといけないとか、何回も電話しないといけないという意味で、さきの特別室みたいなのを設けないということですけども、今の体制でそういった調査については十分とお考え、それともちょっとこういった繰り越し分をもっとやるには足りないなという認識ですかね、どうですか。

収税課長 確かに今現在、1人の職員の滞納繰り越し分の受け持ちが約1,200件持っているのですね。県のほうの指導ですと、400から500がきめの細かい対応ができる件数というような話もされておるのですね。ところが、現状なかなか職員の増加も見込めないような状況でございますので、現体制で1件でも多くそういった滞

納の整理を職員一丸となって今後も努力していきたいなと思っている状況でございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、ここで休憩をいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税、款12 交通安全対策特別交付金、款14 使用料及び手数料、款15 国庫支出金、款16 県支出金について質疑を願います。

金澤委員 款7 ゴルフ場利用税交付金、決算報告書18ページ、これ実際には収入として6,179万円が入っていますけれども、歳出にも関連するのですけれども、これはあくまでもこのゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場周辺の道路整備改良や雨水の流出、土砂の整備等にとということで交付されているわけですが、この支出については制限等ないのかどうかと、担当課としてどのように把握されてい

るか、確認いたします。

財政課長 ただいまのご質疑にお答えいたします。

ゴルフ場利用税につきましては、金澤委員さんのご質問の中でお話がありましたように、ゴルフ場周辺の整備ということなのですけれども、具体的にそれを予算等で充当するところまでの規定ありませんので、明確には充当はしていないというのが現状であります。

金澤委員 ということは、平たく言うと、基地の市町村特例、基地に対しての交付金などのように、ある意味市の自由裁量になっているという理解でよろしいわけですね。

財政課長 決算統計等の調書などに従いまして、今と同じような状況です。

金澤委員 続けて質問したいと思います。款14使用料及び手数料で、決算書31ページ、項8ですか、屋外広告物等審査手数料25万2,550円、これについては権限移譲の関係で新たに追加された項目だと思っておりますが、この手数料について……

〔(建設部……) という人あり〕

金澤委員 では、結構です。

委員長 よろしいですか。

〔(はい) という人あり〕

委員長 次に、款17財産収入、款18寄附金、款19繰入金、款20繰越金、款21諸収入、款22市債についての質疑を願います。

金澤委員 款17財産収入、決算書53ページ、利子収入、財政調整基金利子収入499万549円とありますが、今東松山市さんなどで新聞等で報

道されていますけれども、リーマン債の運用等で1億円焦げつき等が出ているというような話があるのですが、入間市ではそのようなことはないと思うのですけれども、基金等の運用状況について、基準等をお示ししていただければと思います。

財政課長 私ども基金の運用につきましては、会計課が所管をされているのですけれども、その運用に伴っての利子の報告の中では、国債とか、あるいは大口の定期等によっての利子ということで会計のほうからは報告をいただいております。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時41分 再開

委員長 会議を再開いたします。

会計課長 基金の運用に関しまして、お答え申し上げます。

まず、市の基金運用管理規定を設けまして、それにより運用しているところですが、安全性あるいは有利性を重視しまして運用しているところですが、まず定期預金としての大口定期預金でやっております。

それから、譲渡性預金といたしまして定期預金の一種ですが、担保性のある預金で、利率はちょっといいのですが、解約ができない預金で5,000万円以上からできる預金で、2つ目として運用しております。

それから、3つ目としましては、短期の債権、国のほうの政府

短期証券というので運用しております。この3種類で基金は運用しているところがございます。

金澤委員 今ご説明いただいたのですけれども、例えばこれは特例というような形で、その他の今抜け道と言ったら失礼なのですけれども、そのような運用ができるような規定にはなっているのですか、それともそれ以外はできないというような規定になっているのか、そこを確認したいと思います。

会計課長 今の運用基準の中では、それ以外のものは一切できません。それは、元金を担保されないものについては一切手をつけないというふうなことでございます。

以上です。

金澤委員 理解いたしました。

続けて、款21諸収入、決算書69ページ、ナンバー53水道企業会計、庁舎管理費負担金についてお尋ねいたします。今年度は240万9,180円……負担金ですが、昨年、18年度に対して……前年度が249万98円でした。94.75パーセントになるわけなのですが、それは評価替えというふうなことで理解してよろしいのでしょうか、お聞きをいたします。

庶務課長 この部分につきましては、維持管理費の事務室の面積割、それとあと駐車場、水道の庁用車が置いてある駐車台数で算出をしております。18年度と変わった点につきましては、駐車台数が19年度からは1台当たり月額4,000円という形で市の職員駐車の目的外使用料と同じ形で算出しましたので、その部分が増額という形

になっております。18年度までは固定資産に相当するような額でもっての算出をしておりますので、その部分が19年度と18年度との違いというのはその部分の駐車場の月割りの合計額でもっての金額が増額部分となっております。

金澤委員 今の答弁で、では計算方式そのものが変わりましたというようなことで理解いたしました。

最後に、決算書71ページ、諸収入のうちナンバー95補助金過年度返還金1,040万4,210円についてお尋ねいたします。これ、18年度の決算書のナンバー95相当分を比較させていただきますと、前年度は入間市社会福祉協議会補助金返還金ということで693万7,008円が計上されているが、これは同じものか、まず確認いたします。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時50分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで、休憩前の金澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長 先ほど午前中のご質問にお答えさせていただきます。

雑入の備考の95補助金過年度返還金の中には2つの補助金の返還金が含まれております。1つは、社会福祉協議会補助金返還金で、金額が1,036万3,637円、もう一つが高齢者スポーツ大会補助金返還金で4万573円となっております。

金澤委員 答弁ありがとうございます。

まず確認したいのですが、今回このように高齢者スポーツの返還金をくくられた理由についてまず確認いたします。

財政課長 雑入のところの計上なのですけれども、現在の科目構成からいきますと、その他を含めまして99の項目で限度があるということと、それと19年度の予算編成の時点で、もうその他を除く98がすべていっぱいになってしまった関係で、19年度中に新たに雑入が生じますとすべてその他に計上せざるを得ないと、そういうことで19年度の当初予算の編成におきまして項目を、内容をちょっと精査させていただいて、くくらせていただいたものであります。

以上であります。

金澤委員 そこで、これちょっと担当が社会福祉協議会になるのですが、ただそこでこの項目について質疑できないのではないかと思うのですけれども……

〔(できる) と言う人あり〕

財政課長 返還金については、最初に言った歳入の件はできます。

金澤委員 では、それでいいのですかね。

はい、わかりました。結構です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(ありません) という人あり〕

委員長 なければ、次に、歳出についての質疑に入ります。

以降は、歳出に関する歳入の質疑についても許可をいたします。

ここで休憩をいたします。

午後 1時04分 休憩

午後 1時05分 再開

委員長 会議を再開いたします。

まず、款9消防費についての質疑を願います。

友山委員 款9消防費、項1消防費、目1常備消防費の(中・小事業)自動体外式除細動器整備事業についてお尋ねいたします。決算報告書142ページです。自動体外式除細動器整備事業の評価におきまして、各施設の職員がAEDの取り扱いを含めた普通救命講習を受講したとありますけれども、一般市民や企業等に対しての講習は行っているのですか。また、状況を教えてください。

また、受講者の再教育についてはどうお考えになっているかお尋ねいたします。

参事兼警防課長 AEDにつきまして、研修につきましては今回この予算説明書に書いてございます関係は、役所の関係ということで、こちらの関係の職員の方は半数以上が受けていただいたという状況になっております。

それから、一般の講習会につきましては、一応消防本部で出前

講習も含めまして、救急法の講習、普通救命講習、上級救命講習ということで開催をしております。現在、普通救命講習というものは一般的には救急法の普及、一般的に3時間の講習会というものが修了証を渡す講習になっておりますが、3時間以下の、例えば学校のPTAの方が2時間程度の講習とか、そういう講習を開催してくれという依頼がございまして、その中で講習をやっておりますが、すべてAEDを使用した講習も含めてやっております。その人員が平成19年度におきましては普通救急法の講習という、今3時間以内の講習なのですが、89回、人員が2,496名、それから3時間の普通救命講習というものがございまして、それが108回、講習人員が2,077名、上級救命講習という1日8時間なのですが、その講習会の開催が13回、受講人員が254名、それからその救命講習を実施するための講習ということで、普及員養成講習という3日間の講習会がございまして、それ1回やりまして8名の方が受講しております。一応、講習会を開催するごとに次の講習については大体2年をめどに再講習を受けていただくよう、うちのほうで依頼している状況でございます。

以上です。

友山委員 わかりました。

もう一点。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費の決算報告書145ページになりますけれども、消防団員についてお尋ね申し上げます。活動服を全消防団員296名に更新整備しましたとありますけれども、団員の定数に対して現員の状況はどうなっ

いますかということと、また団員確保については難しい時代にあると思いますが、方策等がありましたらお伺いしたいと思います。

以上です。

参事兼警防課長　こちらに書いてあるものにつきましては、19年4月1日現在の数値になっておりまして、ちょっと年度が変わってしまっていて申しわけないのですが、本年10月1日現在は301名ということで上がっております。定数は、あくまで303名ということで、昨年消防団規則を改正しまして、その中の配置、今までの各部で何名という配置がございましたが、その辺303名の定数のうちに配置についてはどこの配置でもいいような形にしておりまして、20年のことを申し上げて恐縮なのですが、現在消防団につきましては今申し上げた301名になっておりますが、本部の分団長級をつくりまして、2名ふえております。また、どうしても人員が集まらない部に関しては、できれば1年でも長くやっていただきたいような要請をしております。というのも、入間市の消防団については県内70消防団がございまして、平均年齢が一番、最も若いという消防団の状況になっておりますので、現職の方でかなりパワーがあるということで、少しでも長くやっていただくことが活性化につながるという考えでおります。

以上です。

友山委員　ありがとうございました。

委員長　ほかにありますか。

金澤委員　きのう視察ということで、見させていただきまして、AEDも

見させていただきました。わかりやすく教えていただいたのですが、そのいただいた資料の中でちょっとお伺いしたいのですが、市内各施設に設置していただいたということで、AED配置施設ということで一覧をいただいております。その中で、機種名のところに括弧して小児用パッドなしということで、注釈があるのですけれども、特にAEDについては我が公明党としても率先していろいろ提案、要望させていただいているところでもありますけれども、この小児用パッドについてどのようなご見解をお持ちなのか、確認したいと思います。

参事兼警防課長 資料の先にちょっと確認をさせていただきますと、きのうお渡しした資料は、20番までのAED配置施設一覧表という……わかりました。小児用パッドなしという形は、当初の契約の段階でその使用施設については主に大人の方の出入りが多いというような形を想定してしまして、小児用パッドなしで契約しまして、その後一応今回平成19年度に設置した施設については、全部小児用電極スタータキットつきということで、今回20施設についてはつきで契約してございます。

〔(20年度だ、これは) と言う人あり〕

参事兼警防課長 失礼しました。20年4月1日だけで、全施設でなしだったものに付加して置くような契約をしております。済みません、申しわけございません。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 了解いたしました。

続けて、決算書163ページ、消防施設費のうち消火栓維持管理費負担金約2,100万円がありますが、18年度でこれ1,992万5,000円ということで、約100万円ほど増加しています。その内容についてお教えてください。

参事兼警防課長 今回、前年度と比較しまして増加しましたのは、これはあくまでも水道部で水道管の布設がえあるいは新設管を埋設する工事に伴いまして、その区間に消火栓がある件数について消防側で設置負担金という形で支払います。ですから、今回19年度についてはその2,100万円になった数の消火栓の設置があったというご理解でお願いしたいのです。

金澤委員 では、件数についてお教えてください。

参事兼警防課長 1基に対しまして4,000円で、平成19年度については2,287基ということで……

〔(2,200……) と言う人あり〕

参事兼警防課長 2,287基でございます。

申しわけございません。それは、今間違いまして、予算ではその額で、最終的に2,279基ということになっております。

金澤委員 今、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、2,279基、件数で、それで1基当たり4,000円の単価ということをおっしゃられたのですが、計算すると2,100万6,000円にならないのですが……

委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時18分 休憩

午後 1時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

参事兼警防課長 失礼しました。

この負担金には、あと消火栓の調整工事負担金というのがございまして、これは主に消火栓のふた等がおかしくなった場合、緊急工事ということでやる工事がございまして、それが残りの額で1,189万848円というものがございまして、それと先ほど申し上げました2,279基掛ける4,000円が911万6,000円で、合計2,100万6,848円ということでなっております。失礼いたしました。

以上です。

金澤委員 この消火栓の件については、以前からずっとお尋ねさせていただいていたのですけれども、これについては水道部のほうで維持管理の外部委託等を進められているということですが、その点についてご見解をお伺いしたいと思うのですけれども。

参事兼警防課長 消防としては、水道部で水が出るかどうかの確認をいただいていることに対しまして、維持管理費ということで支出しておりますので、水道部のほうで委託等をされるようなことがあっても消防としては何ら問題ないと考えております。

また、通常の業務におきましても、消防本部では水利調査ということで職員が消火栓あるいは防火水槽の設置場所等の確認をしております。また、消防団についても各分団でそのような設置状況で、中があく、あかないではなくて、その状況は調査していま

すので、消防自体では何ら差し支えないものと考えております。

金澤委員 では、この点については、私もそういう意味で消防団がきちんと毎年チェックして、動作確認までしているのので、消防団に維持管理を外部委託できないかということでお尋ねさせていただいたのですが、法律の関係でそういうことはできないというようなことで、市の職員がやるのだというようなお話だったわけですよ。それで、今年度からですか、民間に外部委託して出されているというようなことで変わって、それ自体はいい悪いは別として、職員が今までやっていたものを民間に外部委託して安くできるわけですから、この点について水道部に対してこの単価4,000円の値段交渉というのはされるおつもりはないのですか。

参事兼警防課長 その件につきましては、同様にその契約金額に合わせたような形でうちのほうも負担金の支出を考えております。

金澤委員 ちょっと今の答弁よくわからなかったのですが、要するに単価の引き下げの交渉をされるということで理解していいわけですね。

参事兼警防課長 今、言われたように交渉をしてまいる考えでおります。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、款9の消防費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩をいたします。

午後 1時21分 休憩

午後 1時25分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款1 議会費についての質疑を願います。

金子健一委員 1つだけ伺います。

政務調査費なのですが、政務調査費の中に広報費として会派の行う調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費ということで支出が認められているわけですね。一般的には、議会報告活動で政務調査費が使われているわけなのですが、ここに記載する内容として何か基準とか、そういうものというものはあるのですか。一般的に我々も利用させていただいているのだけれども、その内容について余り深く把握していないし、例規集にも余りなっていないようにも思うのですが。

議会事務局次長 特に細かい基準というのは、現在のところ持っていない状況にあります。

以上です。

金子健一委員 懸念される問題として、事実と反する、そういうことが記載されて市民の中に配られていたときに、どういうことになるかなという、そういう懸念はあるわけですね。当然市民との間で議会に対する不審とか、そういうものも出てくるわけなので、例えば全く事実と反するものとか、そういうものが記載されている場合、各会派の判断に任されてしまうのか、一定、やはりそういうものについては政務調査費の使用はうまくないとか、そういうことになってしまうのか、何か考えないといけないのかなという気

もするのですが、その点についての見解は特にはないのですか。

議会事務局次長 特に内容までは事務局としてはちょっと踏み込めない部分であろうと、そういうのが現状だと思います。

以上です。

金子健一委員 わかりました。

検閲だなんてとんでもない、やはり市民の税金を活用させていただいている以上は、一定の良識の範囲でこういうものは書いていく必要があるというふうに思いますので、ちょっとその辺は確認をさせていただきました。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、款1 議会費についての質疑を終結いたします。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費についての質疑を願います。

まず、目1 一般管理費、目2 広報広聴費、目3 財政管理費、目4 会計管理費、目5 財産管理費、目6 財政調整基金費、目7 公共施設整備基金費、目8 企画費についての質疑を願います。

友山委員 款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の職員課にお尋ね申し上げます。決算報告書の39ページの一番下段の評価欄に、職員採用試験を今年度も実施し、職員の年齢構成の平準化に努めますとありますが、達成率としてはどの程度になっておりますか。また、20年度の採用状況はどうなっておりますか、お尋ねを申し上げます。

参事兼職員課長 まず、19年度の申込者件数を申し上げます。申し込みについては、総体で181名の応募がございました。受験者が147、採用が24ということでございます。年齢構成については、30歳から募集がかかっているわけなのですけれども、27歳、24歳というような形で、基本的には20代後半の採用が多くなってございます。

以上でございます。

〔(20年度の採用状況、今のは19年度)
と言う人あり〕

参事兼職員課長 はい、そうです。

委員長 では、20年度の補足は職員課長、お願いします。

参事兼職員課長 20年度につきましては、申込者274、受験者が218、77.7パーセントの受検率となっております。採用については、同じように30歳まで、それから特殊な職種については35というような形で募集をかけてございます。ですから、213名が現在受検をして、これから第1次試験の結果通知を出して、第2次と移っていくこととなります。

以上でございます。

友山委員 関連してですけれども、ちょっとこういうことを言っているかどうか、悪かったらカットしていただきたいと。

この間、公開討論会があったのですけれども、その席上である方から、市長の多選について弊害というようなことで、何かこねだとかつてみたいな感じで採用が、弊害があるかのような発言をちょっと耳にしたのですけれども、私としては現況といたしますか、

ここではそういうことはないというように見聞きしているのですが、けれども、その試験の、採用のあり方ですか、例えばどこでざっと採点で切ってしまうって、1次試験はそういうふうにして、2次試験はどうやって、例えばそれから論文なんかもし書くとしたらば、論文なんかの点数のつけ方は何か公平、公正な手法というか、対応策みたいのをやっているか、その辺をお聞きしたいのです。

参事兼職員課長 他からのそういう話だとか、そういうのは一切ございません。

私もことし初めてでございますけれども、第1次試験、そういう関係についても一切そういう、これを入れてくれとか、そういうようなことは一切ございません。過去にもないということでございます。

それから、第1次試験については、教養試験だとか、そういう筆記試験がございますので、それも全部委託をしております。それから、論文についても委託をして、第三者の目から公平に採点をしていただいているということでございます。

以上です。

友山委員 はい、わかりました。

宮岡幸江委員 ただいまの関連につきましてなのですが、そうしますとこれから今市民の中でもないという言葉はもう十分私どもも思っておりますけれども、市民の方たちにそのようなことがわかるような、ある程度の公開、できる範囲での公開なり、何かそのようなことはある……、というのは大分のほうでありましたよね、

採用というか、教員のほうですけれども、改ざんみたいなこともありましたし、そのようなことがないということ、事実を市民の方に知らせる方法みたいなことは市としては考えたことはありますか。

参事兼職員課長 現在のところ一切公表はしていませんけれども、ただ本人が希望で、例えばこういう状態なのだけれどもというときに、明確に答えられる、そういうものについては私どもは持っているということでございます。

以上です。

宮岡幸江委員 続きまして、報告書のほうの39ページ、大事業の人事管理のほうなのですけれども、ただいまの試験とは別に、今度は昇級試験のことなのですけれども、一般職の管理職の職員の受けた方が28名、そして一般職の主査試験が94とありますけれども、この男女比といいたいまいしょうか、そちらのほうわかりましたら、教えてください。

参事兼職員課長 現在、その数字はつかんでいないのですけれども、今までの、18年度までの経緯を見ますと、大体2名、一番多い年で6名が受検をして、管理職試験ですね、女性職員が受検しているということでございます。ですから、今年度も恐らくそういうような形で、そんなに多くはないのですけれども、何人かは受験をされると思っております。

以上です。

宮岡幸江委員 ということは、18年度はあれですけれども、19年度のこの

数字は出ているけれども、結果、パーセントもわからないということですね。

参事兼職員課長 副参事が答えます。

職員課副参事 先ほど28名ということでしたけれども、女性はうち2名ということになります。

宮岡幸江委員 続きまして、庁舎管理費の維持管理費で伺いたいのですが、決算書81ページ、1億4,000万円の計上があるのですけれども、これは玄関受け付けとかいう、そちらのほうの、ここの一般管理費の中に含まれている、今回質問させてもらってよろしいですか。

委員長 はい。

〔聞き取れなかった〕という人あり〕

宮岡幸江委員 ごめんなさい。もう一回質問してもいいということですので、庁舎の玄関のところに案内の業者入っていますよね、案内の女の方がいる。あれは業者が入っているのだと思うのですけれども、そのことについて選定基準はどのようなふうにするのか、そちら伺いたいです。

委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時38分 再開

委員長 会議を再開いたします。

庶務課長 正面の玄関のところの受付の案内の関係なのですけれども、これにつきまして業務委託ということで、窓口案内と、それから電

話交換を一緒の形の業務委託を行っております。それで、これにつきまして7社の見積もり合わせで行いまして、それで業者を決定しております。ですから、常勤が4名でもって、電話交換が2台ありますので、その2名と、それから下の総合窓口案内で1名、あと1名が休憩の形の要員で、常時4名が役所のほうに勤務しております。

宮岡幸江委員　そうしまして、電話交換のほうはさほど問題はないと思うのですけれども、受付の案内受け付けに関してなのですけれども、業者から派遣されている女性というか、そこにかかわっている人たちに関しての研修がされているのか、されていないのかというようなことを業者のほうに問い合わせたようなことは今まであるのでしょうか。

庶務課長　研修をしているかどうかという確認はしておりません。この業者につきまして、ここ数年来同じ業者が請け負っていますので、また勤務をされている常勤の方も毎年ほとんどメンバーはかわっております。

宮岡幸江委員　大分以前も問題があったと思うのですけれども、あそこはやはり市の顔、庁舎の顔としてあそこにいられるわけですが、なかなか笑顔のない方が多いように思うのですね。そういうことに関して、やはり市民からの意見だと、もうちょっとそういう点は指導して、案内できるようなふうには業者のほうに、こちらのほうから言うことは今までされたことはなかったのでしょうか。一度議会でもどなたかが、もう随分以前ですけれども、やられたこと

がありますよね、そのことに関して。ということ、全然変わっていないようなので、ちょっとお伺いしたのですけれども。

庶務課長 特に昨年、またことしの部分について、窓口に対しての案内に対して苦情等は私自身は受けていないのですけれども、何か状況で問題等があった場合には、交換業務もそうなのですけれども、会社のほうにはこういう形で市民等からこういう形の連絡があったという部分で連絡をして、その辺の対応はしてもらっております。

委員長 よろしいですか。

〔(企画費は後ですか、続けてやっちゃっていいですか) と言う人あり〕

委員長 いいです。

宮岡幸江委員 次に、目8の企画費の中から伺います。

男女共同参画推進費をまず伺いたいのので、報告書46ページの相談事業を大分頑張ってやられているようなのですけれども、これは以前からそのように大分いい先生にもついていられるとなると、市民の相談内容によってはシェルターとかも必要になってくるようなことは、今までなかったのか、その辺。相談内容で、そのぐらい重いものはなかったのか、そのあたりをお聞かせ願いたいのですけれども。

企画課副参事兼男女共同参画推進センター所長 宮岡委員のご質問にお答えします。

悩み事相談で、実際にはDVの関係等でそういった質問があっ

たこともあります。そういった場合には、やはり緊急を要するようなことでございます。現在の場合、そのDVの関係の送致等につきまして児童福祉課で担当していただいておりますので、そちらのほうに連絡をとりまして、そちらからそういった施設等への送致をお願いしているところです。

宮岡幸江委員 そうしますと、内容が違ってくると思うのです、DVと児童福祉課のほうの相談窓口とは。そのために男女共同参画推進センターのほうで相談事業をするようになったのだと思うのですけれども、それで大学の先生とかもついていられるようなので、それは児童福祉課のほうからもちろっと話も聞きましたのですけれども、もうちょっと推進センターができていいる以上、次にはシェルターを見つけるなり、もうちょっと相談事業を、今受ける相談だけではなくて、そのものを充実させていくような方法を何かお考えか、これから進めていく計画はあるのか、その点伺いたいのですけれども。

企画課副参事兼男女共同参画推進センター所長 それにつきましては、今後の課題になるかと思っておりますけれども、1市の中でしていくのがよいのか、また近隣と連携を図ってしていったほうがよいのか、検討していきたいと思っております。

宮岡幸江委員 それはわかりました。

そうしましたら、次に、同じ男女共同参画推進センターの維持管理費についてなのですが、967万何がし管理費がついておりますけれども、これは管理運営費というのはちょっと課は違うかも

しれませんけれども、市民活動センター運営費等の違いというか、それはどのようになっているのか。同じ建物ですので、そこら辺のことをちょっと伺いたいのですけれども。

企画課副参事兼男女共同参画推進センター所長 企画費の男女共同参画推進費のほうでなっております管理運営費につきましては、正職員があちらに配置されているということから、施設全体の光熱水費とか建物の維持管理における保守業務、また清掃等の管理業務、そういった部分についてはこちらの男女共同参画推進費のほうで持っております。ただ、個別の市民活動センターのほうにかかる部分については自治文化課のほうの予算で措置しております。

宮岡幸江委員 そうしますと、ほとんどが人件費で、管理運営というか、建物管理のほうのことはそれほどこちらには数字的には分配というのでしょうか、どのようになっているのか、その辺はわかりますでしょうか。

企画課副参事兼男女共同参画推進センター所長 では、管理運営費の男女共同参画推進費で持っている主なものでございますけれども、光熱水費が185万7,200円、光熱水費は建物全体のすべてでございます。それから、委託料といたしましてセンターの施設管理委託が約370万円、また警備業務の委託、これはセコムですけれども、約36万円、また自家用電気工作物の保守業務等が14万4,000円、それが委託料の主なものです。あと、後ろに民間の駐車場敷地をお借りしまして駐車場を確保してございますが、そちらが約220万円、主にそのような経費となっております。

宮岡幸江委員 済みません、何度も。

建物委託の370万円というのは2階だけのことでの計算でしょうか。

企画課副参事兼男女共同参画推進センター所長 建物全体でございます。

清掃部分につきましては、共有となっております廊下部分とか、あとエレベーター、また自動ドア、そういった部分でございます。

吉澤委員 目1一般管理費で以前から指摘をしております市長交際費についてお聞きします。

寸志などの現金を包む際に、個人名ではなく入間市長という職名で出す分には公職選挙法に触れないという解釈で支出し続けております。議員と異なって、市長は1人しかおりませんので、当然職名であっても個人を連想させるものだと思いますが、この点について担当としてどのような認識、見解にあるのかお聞きします。

秘書課長 交際費につきましては、入間市あるいは入間市長という名目で行ってしましても、入間市という団体に対して、代表者に対してご案内をして、入間市という団体を代表して出席をさせていただいておりますので、この点につきましては問題ないというふうに考えております。

吉澤委員 議員は、名前ですと公職選挙法に触れるということで、現在はそういう支出を、現金を包んで出すということは禁止されておりますし、市長も当然選挙を通じて市長になられるという点で言えば、公職選挙法に触れないけれども、その精神に立ってやって

いくべきではないかというふうに思いますけれども、今、担当課のご見解ということでお話をお聞きしましたけれども、これはその市長の意向を反映してのことなのか、その点についてご確認いたします。

秘書課長 市長交際費と申し上げますものの名前のとおり、議会のほうで議決をいただきますと市長の裁量で支出ができるということでございますけれども、そういった意味で市長の意向もございまして、私どもも過去のいろいろと判例、事例等勘案いたしまして、私どもも同様に考えております。また、1つ名前云々ということでございましたけれども、今の市長、木下博でございましてけれども、あくまで入間市長として持っているわけでございます。個人の名前は出してございませぬので、その辺はご承知おきをいただきたいと思っております。

金子健一委員 同じく一般管理費の中の人事管理費なのですが、まず1つ職員の定数管理の問題で伺いたいのですけれども、平成22年4月までに1,055人以下に抑えるということだったのですが、ことしの4月1日で1,045人ですよね。これは、言ってみれば少しずつ減らしていくという予定が一気に減ってしまったというふうにも思うわけなのですが、この急激に減った原因についてはどのようにお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

参事兼職員課長 定数については企画サイドのほうで管理をしております。ただ、実際に配置ということでございます。勧奨退職等を含めて退職者の増だとか、急に予定をしていない方が都合によって

退職になる、そういう部分と、それと19年度については採用を25人
ということでしたけれども、1人辞退をしてしまったというよう
な、こういう突発的なものも含めて人事配置人員がマイナスにな
ってしまったということでございます。

金子健一委員 その点での支障とか、そういうものは特にはないのですか。

参事兼職員課長 当然配置ができないということになりますと支障がござ
いますので、それに対してはパート職員を配置をするというよう
な形で対応させていただいております。

以上です。

金子健一委員 既に1,055人以下になってしまったわけなのですが、今後
の職員の定数管理についてはどんなふうこれから変更をされる
のか、あるいは対策が立てられるのか、ちょっと教えてください。

企画課長 定員管理につきましては、企画課のほうで担当しております。
行革の中で平成22年4月1日に1,055人体制という形で計画して
おりまして、現在それ以下の状況ではございますが、定員といた
しましては今の定数が1,065でございます。それを1年に5人ず
つ減らしていく形で1,055人体制に持っていきたいという考え方
でございます。

金子健一委員 ちょっとよくわからなかったのですが、現在は1,045人か
らふえていると、1,065ということの意味がちょっと理解できな
かったのです。

企画課長 実配置が1,046でございます。実配置というのは、現在1,046人
しか職員がおらないということですが、定員管理の中で定数とし

ては1,065人分を持っているという考え方でございます。その定数のほうのお話でしたので、定数については暫時1,055人体制に向かって減らしていくという考え方でございます。

金子健一委員 実際にはもうその目標は達成をしているということ、実配置の問題ではですね。

企画課長 目標は達成しているというよりも、予定よりも多くやめられた状況がある中ですので、採用について、実際に先ほど職員課長からもお話あったと思うのですが、パートさんでかわりにお願いしているとかというような状況でございますので、職員を採用する形で1,046人とか45人の人数を補う形で職員採用を計画しております。

金子健一委員 今の点は、では理解しました。

次に、資料の5をいただいたので、時間外勤務について少しお聞きしたいのですが、それぞれの課ごとに資料が出ているのですが、大体多いところは300時間、一番多いのは400時間1人当たりですね、超過勤務が行われているわけなのですが、300時間として平均すれば月に25時間ですから、さほど多くはないわけなのですが、これはあくまでも平均なのでちょっと実態が見えにくいのかなと。個別に見て多い人はどのくらいの時間外勤務をされているのかということをお聞きしたいのですが。

参事兼職員課長 実際に平成19年度の実績で申し上げますと、多い職員で1人641時間です。あとが493時間、410時間がありまして、それから396時間、この辺が大きなところですよ。

金子健一委員 600時間として月50時間ですから、かなりになると思うのですが、月50時間を12カ月間通したという、平均すると通したということになるわけですね。これは、かなりの激務ではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

参事兼職員課長 たまたま新しい課ができて、それに対応するために職員がかなり多くの時間を費やしたというようなことで、相当激務であったと思っております。なるべく時間外、そういう1人が多くやっていくのではなくて、分散した形で補いながらできるような環境をぜひつくってほしいということは思っておりますけれども、ただその人間でないとなかなかできない、処理できないというようなものもございますので、急激なそういう変化のためにやむを得ず、恒常的な部分も若干あったにしても、そういう突発的な、突発というか、新しい事業としてやらなくてはいけないというような状況の中からこういう状況になってきたと。十分かなりの激務であるということは私どもも理解をしておりますので、担当課長、その本人にも十分に気をつけるようにというようなことでは申し上げるといようなことになると思います。

金子健一委員 状況は大体わかりました。

あと、時間外勤務が大体常態化をしているような、そういう職場というのはあれですか、大体限定されたところ、この職場はいつも時間外勤務が多い、こちらはさほどではないという、そういった点でのバランスというのはどうなのでしょうかね。

参事兼職員課長 平均化して、通常事務の作業として例えばここに市民税

課だとかというのは、やはり申告の時期には相当多くの時間外をするというような形で、もう季節的にその時期が来ると多くなる、それから他の部署においても例えば計画策定のために3年に1度の計画作成をしなくてはいけないというような場合には、職員がほとんどそういうものにかかり切りになるといようなこともございますので、ある程度波があると思います。税のように、ずっと毎年同じような状況で、そのときだけは忙しくて、どうしてもそこに集中せざるを得ないというような部分もございますので、比較的恒常化しているところも中にはあるようでございますけれども、一概にすべてが恒常化しているのではなくて、その事務量に応じた時間外を適切にやっていると、私どものほうでは把握してございます。

以上です。

委員長　ほかにありませんか。

金澤委員　まず一般管理費のうち職員福利厚生費で、決算報告書になるのですが、昨年度もお尋ねさせていただいたのですが、メンタル的な問題で長期休業されている、3カ月以上ですか、休業されている職員の人員については変化があったでしょうか。

参事兼職員課長　平成19年度については、メンタルの部分で長期休んでいるという方については、連休をとったという方については9名ということですが。

それで、今現在20年度になりまして、すべて職場復帰をしているという状況でございます。

以上です。

金澤委員 了解いたしました。

次に、決算書81ページで、庁舎管理費のうち修繕費についてお尋ねいたします。この修繕費について約800万円になっていますけれども、予算の段階では900万円になっておりました。この差額についてまず一度説明していただきたいと思います。

庶務課長 修繕費の内容につきましては、19年度につきましても空調設備のシートの各階フロア施設冷温水器の発生と、それから地下の蒸気ボイラーの設備水位調節器、それから自動火災報知機等の修繕ですね、合計で37件の修繕を行いました。当初予算の段階で九百何がしの予算があるわけなのですけれども、これにつきまして冷温水発生器の修繕がかなり高額の形の修繕がかかるのではないかという形で見込んでおりましたけれども、実際には冷温水発生器につきましては2階と3階にそれぞれ冷温水器部分の修繕を行ったのですけれども、比較的安価に修繕できました関係で、執行残が生じたものであります。

金澤委員 今回の点をもう一度詳しくお伺いしたいのですが、予算の中に空調施設の修繕委託、燃料バルブですか、211万7,000円でたしか計上されていたと思うのですが、この金額が最終的に幾らになったかわかりますか。

庶務課長 これにつきましては、金額的には128万4,000円です。

金澤委員 ということは、この211万7,000円が128万4,000円に下がった差額は丸々今現在の100万円の差額のうちに入っていると理解して

よろしいのですか。

庶務課長 そのとおりであります。

金澤委員 理解いたしました。

次に、決算書83ページ、電子情報管理費のうち電子申請共同システム運営事業についてお尋ねいたします。19年度は299万7,000円、約300万円が計上されております。昨年度はごらんのように1万円ということで、240万円ほど下がったのですが、今後20年度以降この19年度と同じように約300万円程度で推移するというふうにお考えなのでしょうか。

情報システム課長 これにつきましては、県の共同事業体でやっておりますので、その年にかかわる費用を県のほうからの概算で市町村割れるわけなのですけれども、おおむね若干下がっている傾向ですけれども、20年度も大体同じ程度の予算を考えております。

以上です。

金澤委員 この点についても以前から指摘させていただいているのですけれども、今回この約300万円の事業費で、実際の利用件数は何件かといいますと、決算報告書にもありますけれども、43ページになりますね。合計で59件ということで、1件当たりの単価で計算すると、約5万800円になります。

例えば住民票の写し請求が17件ありますけれども、200円の手数料収入で取れるのにこれ5万800円かかっているのですけれども、その点について費用対効果という点からどのようなご見解をお持ちかお伺いしたいと思います。

情報システム課長 この電子申請につきましては、埼玉全県下でも確かに当初想定していたよりは件数は少ないというふうなことがあります。これは、総務省のほうの関係で、電子自治体推進ということで全国的にやっているわけなのですけれども、埼玉県だけではなく、他都道府県でも同じような状況であるというような現状です。

ただ、現状、昨年も説明させていただきましてけれども、費用対効果というお話なのですけれども、今現時点で申請だけというふうな形のことですから、昨年も県下でマルチペイメントの支払いの関係の調査なんかもやっていますけれども、申請しまして、そして例えば住民票とかの交付、それから支払いまでを一括して最終的にはつくるというふうな構想でありますけれども、現状申請ということで、実際窓口に来ない手続につきましては、例えば入間市ちょっと少ないのですけれども、粗大ごみの申請や水道の使用開始及び中止などというのは、全県下でいいますと結構高い件数を示してまして、毎年実施していますシステム改修アンケートでも、窓口に来ないで済むようにしてほしいというふうなことが現状ございます。

ただ、これにつきましては、市民にとって生活の中での行政手続というのは不可欠なものでございますから、それを身近なものとして、容易なものとしてしていく、その今段階的につくっているものですから、先行投資というふうな考え方で、これは全県下でやっていることですので、これは現段階では費用対効果を言われてしまいますと確かにそういうふうな数字が、単体で数字だけ

はそう出るのですけれども、将来的なものに向かっての県下市町村共同歩調で市民の使いやすい電子市役所というふうなことの構築に向けての段階ですから、その部分では今後もやはり15万都市としての責務として市民の利便性向上のためにやっていくべきだとは考えております。

以上です。

金澤委員 市民への責務としたいのですけれども、市役所の一番の責務は税金の無駄遣いをしないことだと私は考えているのですけれども、昨年度は500万円かけて34件の利用、ことしは300万円かけて59件の利用ということで、1件当たりの利用が5万円以上しているということに対しての、やはりもうちょっと危機感というものをお持ちいただきたいというふうに思うのです。

私は、ただいまもお話ししましたけれども、この電子申請システム自体が不要だというふうにお話ししているのではないのです。お金をかけるのだったらもっと有効利用できるように改善してほしいというふうをお願いをしているのですけれども、昨年度34件からことしは59件ということでほとんどふえていないのですけれども、その点についてのご見解を改めてお伺いいたします。

情報システム課長 入間市単体で行っていることではございませんけれども、そういった意味で先ほどのアンケートの話もしましたけれども、それはもう県の共同システム協議会のほうに具申をしておりますし、やはり最終的には窓口に来ないで済むというふうな形の構築ですので、現段階では申請だけのことという形になっており

ますので、件数が少ないのはいかんせん費用対効果を言われますと確かにそのとおりなのですけれども、現状ではちょっと難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

金澤委員 今の点についてはこれ以上言ってもあれですので、ここでひとつ区切りたいと思います。

次に、ちょっと戻るのでございますけれども、決算書の81ページで人事管理のところに機械借上料、下から2段目ですけれども、171万9,000円が計上されていますけれども、昨年度は300万円くらい金額なっているのですが、半減しているということで大変喜ばしいことなのですが、その内容についてお知らせください。

参事兼職員課長 実は、再リースかけてございます。6カ月間の再リースをかけまして、その再リースの費用が安価に済んでいるということでございます。それで、10月以降新しいシステムということで入れかえをしておりますので、前年との差についてはそういうものが出ております。実際には、入れかえによって若干もとよりは安く、それからスピーディーな処理が可能になっているということでございます。

以上です。

金澤委員 ちょっと続けさせていただいて恐縮です。

次に、資料の17、消費相談のところでございます。消費生活推進事業、これは入らない……

〔(はい) と言う人あり〕

金澤委員 済みません。では、続けて決算報告書の87ページ、自動車管理費についてお尋ねいたします。

自動車管理費については、昨年度も決算特別委員会で取り上げさせていただいて、その中で要望事項として年数が古くなったからということだけではなくて、年間稼働率とか使用の状態等をいろいろな、さまざまな点で配慮していただいて、有効活用を図っていただきたいというようなことで要望させていただきました。

結果として、5台ほど削減していただいたことは大変評価したいと思っているのですが、その中で資料9番になりますけれども、見ていただきたいのですが、管財課のほうで総合管理をしている車両に関しては、平均の利用時間が1,273時間ということで、非常に有効活用されているというふうに考えています。残念ながら、特定車両ということで、各部、各課に配置されている車両に関しては、かなり平均利用時間が下がってしまうのですね。これは、例えば支所とか公民館などに配置されている車両も入っていますので、やむを得ない部分もあると思うのですが、例えば建設部、車両番号の番号で言うと12番のカローラバンとか、25番のクラウン、33番のバネットバンなどでは、かなりやはり本庁舎にありながら合計利用時間が少ないという状況があるのですが、この点について、これは管財課でまとめて相互利用できないものかどうか、お伺いしたいと思います。

管財課長 庁用車の関係につきましては、昨年もお質問をいただきまして、利用率の悪いところにつきましてはいろいろと調べさせていただ

きまして、実質問題があるようなところにつきましては相互利用
ができないかどうか、例えば先ほどの33番のバネットバンがござ
いますが、このバネットバンにつきましては日赤のほうからの寄
贈でいただいたものでございまして、火災のときに布団を運んだ
りとか、そういう部分で使用しております。ですから、あるいは
緊急時というときですかね。ただ、同じ福祉部の中でも児童福祉
等で車がないよという部分でも言われておりますので、同じ部
中で調整をしてほしいということは申しております。

それと、先ほどの道路整備の関係につきましては、これどちら
かという現場のほうの主になっておりまして、資機材等を持ち
込みでやりますので、常に使うというだけではないということで、
ご理解をいただければと思います。なるべくその特定車両に関し
ましては、効率の悪いところにつきましては随時私のほうで指導
というのはおかしいですけれども、お話を申し上げておるとい
うことでございます。

以上でございます。

野口委員 一般職員の退職手当組合負担金で、多分これ項1の総務管理費
に入っていると、目1一般管理費と思いますけれども、どこにど
う払われて、総額幾らなのかをお聞きしたいのですけれども。

委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

参事兼職員課長 一般管理費の中の負担金補助及び交付金という中に入っております。それで、教育委員会以外の全職員の部分として退職手当負担金が7億5,555万4,416円、これが支払われております。これは、教育委員会部局を除く全職員ということでございます。

野口委員 約7億5,000万円で教育委員会の負担金のほうが3,100万円だから、そのうちの幾らか、合わせて8億円以下ということ、結構な金額なのですけれども、この対象者というのは現在1,045人だけけれども、全職員が対象になっているのですか、仕組みとしては。それで割ればいいのですか、1人あたりは。

参事兼職員課長 正職員の退職手当組合員の負担金ということでございます。全職員ですね、はい。

野口委員 では、職員数もそんなに変わりはないと思うので、負担金はそんなに変わらないと思うのですけれども、実際この事務組合のほうの金回りはどう、つまり今は負担金で十分間に合うという、現実間に合うという、10年、20年もっと先、見通しいかがですか。

参事兼職員課長 20年先というと、ちょっと私どもに答えにくい部分がございますけれども、負担金については基本的な負担金、要するに給与にかかわる大抵の負担金ということで、今1,000分の205ということになってございます。これが、平成25年度までに1,000分の235、今より1,000分の30上げられていくということになります。ただ、負担金総額、それからこれのほかに退職に伴う特別負担金というのがございます。退職額に応じて、その一人一人の状況に

応じた特別負担金というのが出てきますので、恐らく年間4,000万円ぐらいずつふえていくのではないかという試算をしてございます。ですから、やはり少しずつ30パーセントこれから先上がっていくわけですから……1,000分の30ですね、上がっていくわけですから、そういう形、それから当然特別負担金も退職者の数に応じて若干上下はありますけれども、大体同じくらいの推移でいくというような形でございます。

以上です。

野口委員 これは要望になるかと思うのですけれども、この退職手当組合負担金ということに関してはなかなか見えにくくて、将来どうなるのだろうかという懸念もあるわけで、やはり決算書のほかに推移とか、将来何かわかるようなところですね、この報告書でもいいですから、わかるような感じで報告をこれから願いたいと思うのですけれども、いかがですか。

参事兼職員課長 退職手当組合そのものが一部事務組合でやってございますので、入間市がその額を決めていく、率を決めていくということにはならないので、ただ推移だとか、そういうものが明らかになるようであれば、そういう表を載せるとか、そういうことはできるかと思っておりますけれども、それについては十分検討させていただきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

駒井委員 パート職員についてちょっと聞きたいのですけれども、パート職員の人件費というか、パート職員に関係する費用はどのぐらい

になっているのか、お聞かせいただきたいと思うのです。

参事兼職員課長 パート職員の関係費については、これは一般管理費で私どものほうで管理をしているパート職員の関係費でございますけれども、5,279万5,649円が費用としてかかっているということでございます。

駒井委員 全体。

参事兼職員課長 総体のパート職員の部分については、今ちょっとつかんでございませんので、後ほど総額を出しまして、ご報告いたします。

駒井委員 基本的なことで申しわけないのですが、性質別でいくと物件費に入っているのですよね、パートさんはね。

〔(そうです) という人あり〕

委員長 よろしいですか。

駒井委員 はい。

忽滑谷委員 事項別決算書でいうと85ページ、市有財産管理費の件で維持管理費に入るのか、ちょっとおぼつかないのですが、先ほどの説明の中で雑草の除去等にお使いであるというご説明があったわけなのですが、これについての内訳をお願いします。

管財課長 金額の内訳になりますでしょうか。

忽滑谷委員 金額の内訳というよりは、どこの場所という形で伺いたいのですが。

管財課長 高木等、あるいは雑草の除去につきましては、今回お出ししてあります資料10番になりますが、私どものほうで管財課のほうと

して未利用地として管理している部分でございます。その部分に関しましては、当然雑草除去とか、あるいは木がありますので、剪定をしているということでございます。

以上でございます。

忽滑谷委員 確認なのですが、それはこの資料でいただいている資料10の1に未利用地状況の出ている全部のところでは雑草除去はしていただいているということよろしいのですね。

管財課長 そのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。

忽滑谷委員 もう一つだけ、次の87ページ、男女共生推進費のほうで女性相談の件で質問したいのですが、全国的に女性相談というのは人々の意識の高まりもあって、件数が増加傾向にあるのではないかとと思われるのですが、入間市としてはいかがでしょうか。

企画課副参事兼男女共同参画推進センター所長 ご質問にお答えいたします。

相談件数は、今回決算報告書のほうに記載させていただきましたが、前年度に比べて50件ぐらい悩み事相談が減っております。これは、実際に継続的に相談を受けられていた方が今年度少なかったために件数的に減っているものでございまして、実際的に相談を受ける方が減っているかというと、一概にはそういう状況ではなくて、実際には法律的な関係に絡んだ内容がふえているのが状況でございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

忽滑谷委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

友山委員 広聴費の関係でお尋ねします。

決算の事項別の83ページのホームページ再構築事業894万6,000円というのがあるのですけれども、ホームページを新たに構築したということですが、入札状況と市民等からの反響、そして担当としての評価をどうされているか、簡潔にお願いします。

広報広聴課長 今回のホームページの再構築につきましては、公募型プロポーザル方式というのを採用しまして、これは民間のノウハウを有効に活用しまして、よりよいものをつくろうということで行いました。

それから、今回補正で対応しまして、短い期間で効率よくやるためには、やはり民間の力が必要ということで、提案型ですね、提案をしていただきまして、それを審査した上で市が最も有利な相手を選びまして、そこからまたいろいろ内容について相談をしまして、優先交渉権者となりました1社と交渉しまして、よりよいものということで仕様も変えまして、最終的に契約をいたしましたので、入札という、金額で評価ということではなくて、提案の内容について評価して決めました。

それから、市民の方の評判といいますか、数字としまして私ども3月28日にまだリニューアルオープンしたばかりですので、こ

れからどんどんよりよくなっていくということで、毎日が改善していかななくてはいけないという気持ちでやっていますので、参考になるのはアクセス件数になりますね。それまでの月4万件というのが月7万件にふえましたので、これはあくまでトップページを通ってくる件数が7万件ですので、そのほかにも別の、例えばアクセスの解析なんかもしているのですけれども、トップページ以外から、別から訪問してくる件数も4万近くありますので、実際には月平均11万件ぐらいあるというふうに解析しております。ですから、今後ますます、フルモデルチェンジではありませんけれども、少しずつマイナーチェンジをしながらよりよいものにしていきたいと思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、目1 一般管理費、目2 広報広聴費、目3 財政管理費、目4 会計管理費、目5 財産管理費、目6 財政調整基金費、目7 公共施設整備基金費、目8 企画費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時41分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで、先ほどの駒井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長 先ほど、駒井議員さんからのご質問のパート職員の関係でありますけれども、パート職員の19年度決算の延べ人数では506人で、その中で恒常的なパートさんは324人です。決算額につきましては、約4億2,400万円程度の支出額となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

委員長 駒井委員、よろしいですか。

駒井委員 はい、結構です。

委員長 次に、目9公平委員会費、目10基地対策費、目19諸費についての質疑を願います。

金子健一委員 基地対策費について伺います。

ちょっと最近感じるのですが、入間基地からの情報提供が非常に悪くなっているというか、制限されているのか、そういう印象を受けるのですが、この点では企画課としてはどんなふうにとめていただけますでしょうか。

企画課長 今のお話ですと、情報提供の度合いというようなございますけれども、私どもも必要に応じまして入間基地と連携をとっております。また、苦情等問い合わせのあった場合には、その内容について逐次入間基地に問い合わせをしまして、関係者のほうにお知らせするような形をとっております。特に連携が悪くなったという感じは持っておりません。

以上です。

金子健一委員 連携というか、情報提供が非常に少なくなっている印象を受けるのですが、それはないですか。もうちょっと具体的に言い

ますと、最近P A C－3の起動展開訓練というのが行われたのですが、これについて入間基地の部隊がどこへ行ったか見当もつかないというのですよね。そんな状況がありまして、これは少なくとも、あってはならないことなのだけれども、戦時中という、そういうものではないのですね。全く平時で、しかも訓練のための展開がどうなっているかわからないと。もっと言えば、習志野の部隊が市ヶ谷に移動したのだけは大々的に公表するわけですね。そして国民の目は、報道の目をそこに向けさせておいて、全然あとは何やっているのかわからないという、こういう今の自衛隊のあり方、これ多分問い合わせても機密事項だから答えられないということになっているのだと思うのですが、そういった状況について非常に危惧を感じるのですが、その辺どうなのでしょう。

企画課長 金子委員おっしゃるとおり、ことしの7月28日にP A C－3の巡回訓練が実施されたわけですが、市ヶ谷には習志野の駐屯基地所有のP A C－3が行ったということは、私どもも伺っておりますが、入間基地のP A C－3の巡回先は未公開でございました。これについては、特に私どものほうでも情報提供は求めておりませんでした。

以上です。

金子健一委員 これは、P A C－3の1つの例に過ぎなくて、さまざまな問題について自衛隊、これは入間基地だけではなくて、私なんかも防衛省と何回も話ししても、とにかく一切答えられないという一点張り、そんな状況もあって、前よりもかなり情報がコントロール

ールされているなという印象を受けるのですよね。そういう点では、なかなか基地からの一方的な情報提供だけではなくて、全体を把握する体制というものもないと、今とにかく自衛隊もいろいろな動きをしている中で、しっかりと情報をつかむ、そういう努力、体制の整備というのも必要ではないかな。別に自衛隊と対峙する必要はないのだけれども、行政としてはね、一定のやはり自衛隊の動きというのは把握する、それは公表するかどうかは別としても、把握するという点での努力というのは必要ではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

企画課長 入間基地の情報の中で、市民にとって必要な情報といたしますか、そういう情報がある場合には情報公開を要求していきたいと考えております。

委員長 よろしいですか。

金子健一委員 はい。

委員長 ほかにありませんか。

友山委員 基地対策費の関係なのですけれども、留保地の関係で昨年度の決算特別委員会の要望事項の中で、国の方針に伴う大きな財政措置を伴わない借地方式による有効活用の検討を行うという項目があったかと思うのですけれども、これについてここまでの検討状況はどうなっているのか、お聞きしたいのですが。

企画課長 土地利用の用途に応じまして、返還財産の処分条件が決められている状況でございまして、なかなかその処分条件に従って処理せざるを得ない状況でございまして、借地に関しましては。国に対

しましては処分条件の緩和措置を引き続き要望していきたいというふうを考えております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(ありません) という人あり〕

委員長 なければ、目9公平委員会費、目10基地対策費、目19諸費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時47分 休憩

午後 2時49分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、項2徴税费についての質疑を願います。

金澤委員 では、事項別明細書97ページ、事務費6,251万8,417円についてお尋ねいたします。

昨年度もこれは触れさせていただきましたけれども、今年度のこの事務費のうち統合オンラインと委託費のそれぞれの内訳の金額についての変化はないのでしょうか、確認いたします。

市民税課長 事務費6,251万8,417円のうち市税オンラインシステム関係費で6,240万4,870円でございます。このうちの主な内訳としましては、システムリース料が4,629万7,925円、システム支援保守料が315万円、税制改正に伴うシステム改造費が1,265万2,500円となっております。

金澤委員 昨年度ちょっとお聞きしたところ、保守委託で1,054万円とお聞きしたのですが、ことしは保守料で315万円ということで、大分その点は3分の1まで下がったということで理解してよろしいのですか。

市民税課長 担当の近藤主幹のほうで回答したいと思います。

よろしく願いいたします。

市民税課主幹 今、委託料につきましては、税制改正に伴いますシステム改造、それが1,265万2,500円、それと支援保守委託料が315万円ですので、委託料につきましては両方足しますと1,580万2,500円になります。今回の税制改正が大変税源移譲等もありまして、改善する内容が多かったものですから、18年度よりも決算額が多くなってしまったという状況でございます。

金澤委員 内訳についての確認なのですが、要するに昨年度確認したら保守委託料で1,054万円だったと答弁いただいたわけなので、それで、今年度はあくまでもソフトの改造費ですから、これは保守委託とは違うというふうに私は理解するのですね。先ほどの中で、保守料は315万円だったということなので、保守委託が3分の1近くになったのですねというふうに確認しているのですけれども。

市民税課主幹 システム運用支援保守につきましては、18年度も同じ額315万円で、ほかの部分が入っての額かと思えます。

金澤委員 それでは、昨年度は丸めてというふうに理解するのですけれども、このリース料についてはこれは何年間、同じく4,629万何が

しのこれはずっと同じ金額ですか。

市民税課主幹 こちらは、5年間のリース、60回払いのリースで契約しております。20年度が最後の年度になるのですけれども、おおむね同じ額になっています。ただ、5年前より職員が若干ふえておりますので、その関係でパソコンを後から追加した部分がありますので、その分若干後年度のほうは、若干ですけれども、ふえております。5年前よりは若干ふえています。

以上です。

金澤委員 では、関連になるのですが、平成20年度までのリースということですので、21年度以降は再リース等で安くなるのか、また新規に新たに大きく組み直すのか、どうでしょうか。

市民税課主幹 これ、クライアントサーバー方式でやっておりまして、サーバーについてはことし9月いっぱい60回が終わっています。それで、今現在再リースの期間に入っております、半年間の再リースを考えておりまして、来年の春入れかえを予定しております。クライアントにつきましては、今年度いっぱいがリース契約期間になりまして、それについても半年の再リースをもちまして、来年9月末までで再リースを予定しておりまして、そちらにつきましても来年の秋に入れかえを予定いたしております。

金澤委員 ちょっとこれはシステムさんのほう担当分になると思うのですけれども、再リースで使って精度的に問題はないわけですよね。なぜ新しく入れかえる必要があるのですか、半年間でわざわざ入れかえする必要あるのですか。

市民税課主幹 サーバーにつきましては、部品のメーカー側の義務、部品をつくらないといけない義務がある一定期間決められておりまして、それがもう生産終了になってから期間を過ぎてしまっていて、部品がもうつくられないのですね。保守の期間も見てもらえませんが、来年の3月いっぱいまで再リースができないということで、今回入れかえを決断したところでございます。

金澤委員 これ以上は、一般質問に移りたいと思いますけれども、メーカーが部品をつくらないのだから、あとは知りませんよという、これ脅し文句、これ常套文句ですよ。ですから、これはきちんと再リースについて使えるものは使っていきよと、その壊れた部分は代替で入れかえが可能なわけですから、そういうことについてはやはり再リースで安く使っていきよということも今後はしっかりと検討していただきたいと思います。これは要望にとどめさせていただきますというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(ありません) と言う人あり〕

委員長 なければ、項2 徴税費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩をいたします。

午後 2時56分 休憩

午後 2時58分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、項4選挙費、項5統計調査費、項6監査委員費についての質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、項4選挙費、項5統計調査費、項6監査委員費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、款11公債費、款12諸支出金、款13予備費並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を願います。

〔(ありません) と言う人あり〕

委員長 なければ、款11公債費、款12諸支出金、款13予備費並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書についての質疑を終結いたします。

以上で総務常任委員会所管のものについての質疑を終結いたします。

△ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了いたしましたので、次会の日程について報告いたします。

次会は、10月9日午前9時30分から、一般会計のうち都市経済

常任委員会所管のものについての審査を行います。

△ 散会の宣告（午後 3時01分）

委員長 これでは本日の委員会を閉じて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 近 藤 常 雄